

# 坂東市地域福祉計画

平成27年度～平成31年度

**【素案】**

平成27年3月

坂東市







## 目 次

### 第1章 地域の概要

- 1 地域福祉計画の概要……………3
- 2 地域福祉計画の推進にあたって……………9
- 3 地域組織や団体等との連携と役割…………… 11

### 第2章 坂東市の現況

- 1 坂東市の現況…………… 17
- 2 高齢者を取り巻く現況…………… 20
- 3 障がい者を取り巻く現況…………… 23
- 4 子どもを取り巻く現況…………… 26
- 5 地域を取り巻く現況…………… 31

### 第3章 市民の生活課題

- 1 坂東市について（アンケート調査結果）…………… 37
- 2 高齢者の生活課題…………… 41
- 3 障がい者の生活課題…………… 42
- 4 子どもたちの生活課題…………… 43
- 5 地域の生活課題…………… 44

### 第4章 地域福祉の推進

- 1 計画の基本理念…………… 47
- 2 計画の視点…………… 48
- 3 計画の基本目標…………… 50
- 4 施策の体系…………… 52

### 第5章 地域での取組

- 基本目標1 安心して快適に暮らせる地域づくり…………… 55
- 基本目標2 やさしさにあふれ、ともに生きる地域づくり…………… 58
- 基本目標3 子どもたちの夢と笑顔を育む地域づくり…………… 61
- 基本目標4 一人一人が大切にされ、ふれあいに満ちた地域づくり…………… 64

### 資 料 編

- 1 社会福祉の沿革…………… 71
- 2 坂東市の社会資源…………… 83
- 3 計画策定経過…………… 89
- 4 計画策定体制…………… 90



# 第1章

## 計画の概要

### 「障害」の表記について

この計画書においては、「害」という漢字には「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除き、「障がい」又は「障がい者」と表記しています。

また、「障がい者」には、18歳未満の「障がい児」を含むものとして表記しています。





## 1 地域福祉計画の概要

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や地域の過疎化が急速に進む中で、家庭や地域もその姿を変えてきました。

核家族化が進むとともに家族のきずなも弱まり、地域社会においても多様な活動を行う住民が住むところとなり、住民が共に助け合い支え合うという社会的なつながりの希薄化が顕著になり、地域でいろいろな問題を抱えるようになりました。

代表的な地域の身近な問題をあげると、本市の高齢化率も平成 25 年 4 月 1 日現在で 23 パーセントを超え、ひとり暮らしの高齢者がこれからますます多くなり、地域で暮らしていくのはなかなか難しい状況です。火の心配、倒れた時の対応、さらに認知症を伴うと一層難しくなります。近隣の住民の中には、施設や病院に入ってもらった方が安心だという人もいますが、本人は住み慣れた自宅で過ごしたいと願っています。

また、障がいがある子どもたちにとって重大な問題は、その親が支援できなくなったときです。これからは就労支援や生活拠点の整備など、障がい者が自立して生活できる環境づくりが求められています。

子育ては、近所に子どもがいないことがいちばん問題とされています。祖父や祖母の力を借りながら、母親の育児負担を肩代わりする共同体的な慣習がなくなってきています。そのために家族、特に母親が多くの悩みを抱えています。

本市では、これまで「坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「坂東市障害者計画及び障害福祉計画」、「坂東市次世代教育支援行動計画」および「坂東市健康プラン 21」など、保健福祉に関する個別行動計画を策定し、推進を図ってきました。今後はさらに、多様な生活課題に向けて個別計画に基づく施策や事業など、公的なサービスの着実な実施とともに、「自助・共助・公助」の考えのもとに、地域全体で支え合う福祉のための総合的な仕組みづくりが求められています。

今回策定した「坂東市地域福祉計画」では、地域福祉を推進していく上で不可欠な“地域の住民が共に支え合う”という意識の醸成や、地域で支え合うためのネットワークづくり、環境づくりなどについての基本的な理念や目標を定め、“みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち”を目指していくことを目的としています。

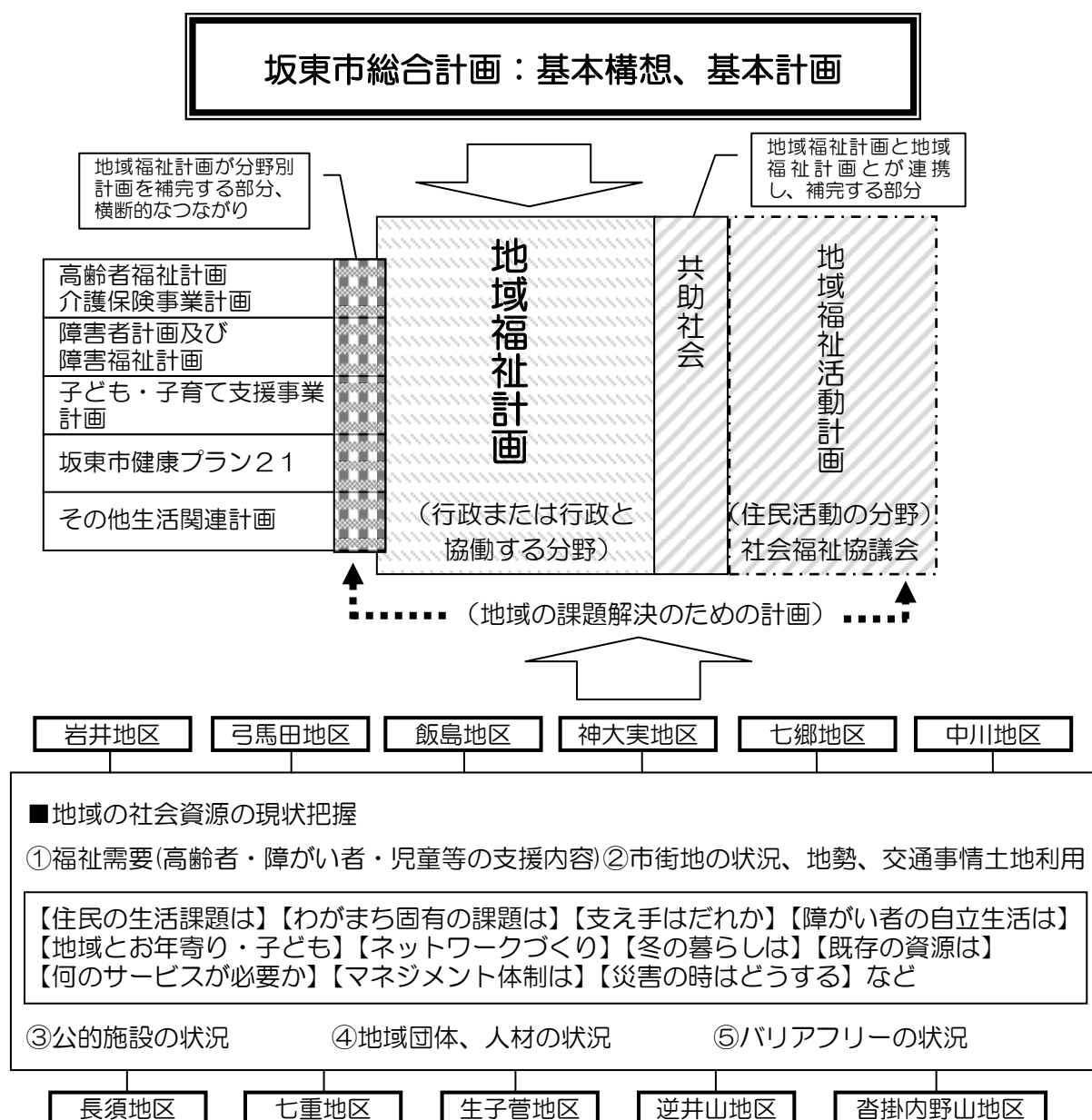


## 1-2 地域福祉計画の位置づけと期間 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

### ■計画の位置づけ

地域福祉計画は、市の基本計画「坂東市総合計画」に即した福祉分野の個別計画であるとともに、既存計画（高齢者、障がい者、児童）の理念や施策等との整合性や連携を図り、これらの既存計画を包含する計画として「地域住民主体のまちづくり」や幅広く住民参加を基本とする視点を持った計画とし、地域福祉推進のための共通理念や福祉の将来方針を示したものです。

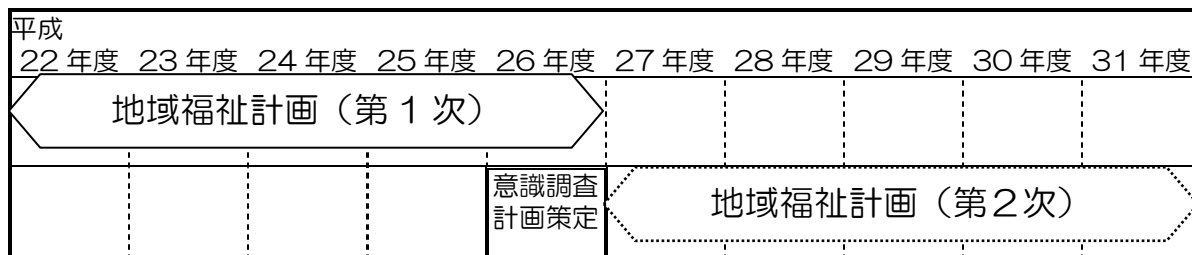
図表1 地域福祉計画と総合計画・個別計画（福祉部門）との関係



■計画の期間

この計画の期間は、短・中期の取組を中心として平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とし、他の関連計画との整合性を保ちながら計画の推進と評価を進め、その成果を踏まえた上で見直しをしていきます。

図表 2 計画期間



1-3 地域福祉の対象者と担い手

■地域福祉の対象者

地域福祉は、「すべての人々」を対象とします。

支援を必要とする高齢者や障がいのある人、本人やその家族だけを対象とするのではなく、地域の中で孤立している子育てに悩む親、ひとり暮らしの高齢者、外国籍を持つ市民等も、国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者としてとらえています。

■地域福祉の担い手

地域福祉の推進にあたっての個人、組織の役割を、次のように考えます。

① 市民（すべての市民、福祉関係団体、福祉関係事業者、地域組織・団体）

福祉関係団体には、行政との連携・協力により、福祉推進に資することが求められています。

主な団体	医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、シニアクラブ連合会、ボランティア連絡協議会、NPO 法人、区長会、防犯協会など
主な事業者	病院、薬局、介護サービス事業者、交通サービス事業者など
主な地域組織・団体	行政区、シニアクラブ、PTA、子ども会、教育委員会、保育園（所）、幼稚園、学校、農業協同組合、その他一般企業など
関係組織	

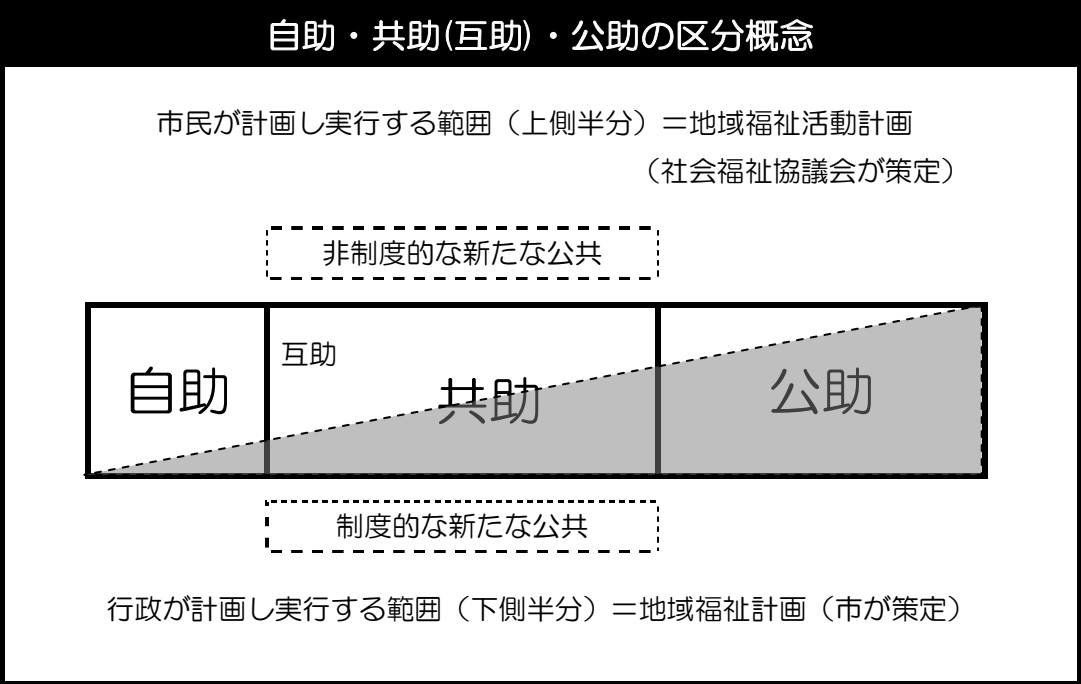


1-5 地域福祉への取組 □□□

地域福祉を推進するためには、人々が地域で互いに助け合い、協力し合うことが欠かせません。福祉サービスによる支援は、市や事業者が提供するものだけでは十分とはいえません。個々の思いやりや行動、さらにそれぞれの力を合わせ協力することも地域福祉を進める大きなパワーとなります。そのために、住民自身の力（自助）、地域住民同士の協力（共助）、市や事業者による福祉サービス（公助）の3つによる体制を地域につくっていく必要があります。

- 自 助———住民自身の力  
地域に住む一人一人が取り組むこと
- 共 助———地域住民同士の協力  
地域が力を合わせて実現していくこと
- 公 助———市及び公的機関による福祉サービス  
行政の責任として推進していくこと

図表4 自助・共助・公助の考え方





## 2-2 計画の周知・進捗管理

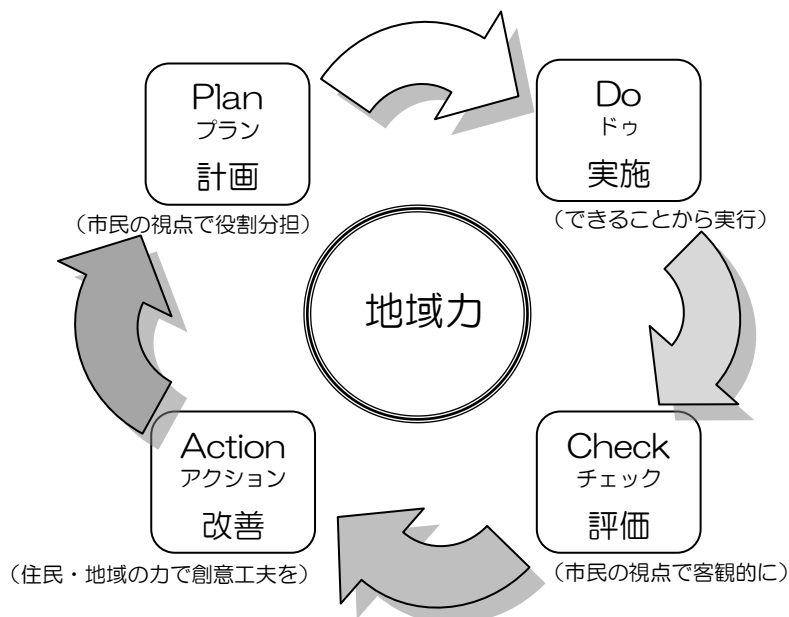


この計画で掲げた基本目標や施策の方向を推進していくために、市民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政が自らの役割を認識し、共同して取り組んでいく必要があります。そのために、広報誌やホームページなどを利用しながら積極的に計画の周知に努めます。

また、この計画を着実に推進していくために、社会福祉課が中心となり、庁内関係課や関係機関・団体と情報交換を行います。その結果、見直すべき事項があった場合には、適宜計画の検討を行っていきます。

進捗管理のイメージとして、PDCA サイクルの手法で計画を推進していきます。P（プラン・計画）は、この計画での基本目標、取組の柱、取組の役割を意味します。D（ドゥ・実施）は、計画どおりに実行することです。C（チェック・評価）では、実行してみてどうだったか、なぜ思うようにいかなかったか、地域がどう変わったかをアンケート調査や懇談会等を通じて検証します。A（アクション・改善）では、検証の結果、取組方法や取組の柱を見直して改善し、新たな計画見直しへの準備をします。

図表6 坂東市地域福祉計画の実施サイクル





### 3 地域組織や団体との連携と役割

#### 3-1 行政区の役割

地域福祉計画は、より身近な地域で、よりきめ細かな福祉サービスが提供されるよう、住民主体の支え合いや助け合い等、小地域での地域福祉推進体制を整備していくため、「地域の主人公は、そこに暮らしている住民である」という考え方を基本において、様々な活動を展開していくことを目指しています。行政区は、地域に住む人たちが仲良く助け合って暮らしていくため、地域における様々な問題の解決に取り組む組織として、また、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努める自主的な地域の団体として、地域福祉を展開していくなかでも重要な役割が期待されています。

このように行政区に対しては、地域住民の理解と主体的な参加を促進し、小地域での推進体制を整備していく上での「まとめ役」としての役割が期待されています。

#### 3-2 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、「社会福祉に関する活動を行う者」として、地域福祉の推進に努めることとされています。これまでも民生委員児童委員は、住民の生活実態を把握し、住民の立場に立って福祉的視点から相談・援助活動を行ってきました。また、今日、社会問題となっている虐待や暴力、いじめ等の問題をはじめ、現在の公的な制度や施策では解決できない不安や孤独、孤立、引きこもり等の心の問題を抱えた人たちの発見と、信頼関係を築きながらの相談、支援も期待されています。

民生委員児童委員は、地域住民の理解を進め、これらの問題を抱えた人たちと「地域のつながり」を作るための「橋渡しの役割」、すなわち、地域に住むすべての人々が安心して生活していけるような、福祉コミュニティづくりという視点で活動していくこと、地域福祉の中核的な推進役としての役割が期待されています。

### 3-3 社会福祉法人の役割 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

社会福祉法人は、施設の事業運営で完結するのではなく、地域住民とともに歩む姿勢を持ち、社会福祉にどのように参画できるのかをあらためて検討していくことが必要です。施設は、児童や高齢者、障がい者までの幅広い社会福祉の専門知識と施設の物的・人的資源を持ち合わせています。例えば、老人福祉施設では専門性を生かして家族介護教室を主催したり、障がい者施設がヘルパーの対象にならない軽度の障がい者にヘルパーを派遣している事例もあります。

このように、地域において社会福祉事業を展開する施設も、制度外の支援サービス（インフォーマルサービス）や地域交流に積極的に取り組み、住民との交流を充実させていくことが望めます。

さらに、保育園（所）や幼稚園、学校と連携し、福祉教育や研修を通して、地域貢献を果たしつつ、施設が地域の中で資源として認知されるよう、積極的に地域と連携して参画していくことが期待されています。

### 3-4 ボランティア・NPO の役割 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

ボランティア・NPO は、既成概念にとらわれることなく、自由な発想で住民のニーズにきめ細かく、迅速に対応することができる特徴を持っています。市としても、地域のニーズに適応した施策を推進するにあたって、ボランティア・NPO と福祉の地域づくりを協働で進めていく上で、役割や連携の仕方を検討していく必要があります。

市民意識調査からも、地域の行事に参加したことのある人のうち、ボランティアに参加した人の割合は 12.6%、地域活動を行う上での問題点として「福祉活動やボランティアに関する教育訓練の機会が少ない」ことをあげた人も 11.7%とあまり関心がないことがうかがえます。ボランティアは困っている人を助けるものという福祉（奉仕活動）のイメージが、支援する側とされる側を切り分けてしまい、福祉は、支援が必要な特定の人、又は、関心のある人だけの問題として、日常生活の中では見過ごされてきたことも事実です。

今後、ボランティア・NPO が活動団体として、これまでの経験や技術、知識を生かして、福祉コミュニティの構築に貢献していくことが期待されています。

### 3-5 その他の団体、組織の役割 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

地域には、在宅で生活している高齢者を対象に、相談支援組織として在宅介護支援センターや高齢者の健康維持、生活安定、保健・医療・福祉等の必要な援助や支援を行う地域包括支援センター等が設置され、地域密着型の高齢者福祉の向上に寄与しています。

一方、地域には子育てに悩んでいたり、障がいがあるために日々の生活に不便を感じながら暮らしている人や、引きこもり、さらには虐待等の新たな問題も生じており、解決に向けて様々な取組が検討されています。

このような福祉課題について、個別対応にとどまることなく、家庭又は地域の問題として、身近な視点から総合的・横断的に対応していく必要性が高まっています。これからは、地域における保健・医療・福祉・生涯学習等の資源を活用しつつ、行政の役割として、子育て支援センターや地域包括支援センターを中核機関に、地域で活動する様々な組織とも連携を図り、その技術や知識を生かしながら、地域福祉の視点から広く活動していくことが期待されます。

### 3-6 坂東市社会福祉協議会の役割 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

地域福祉推進にあたって、社会福祉協議会は、社会福祉法（第 109 条）の中で中心的な役割を担う団体として位置づけられ、これまでの取組も含め、今後、新たに地域に対して何をしようとし、何ができるのかという明確なビジョンを発信していく必要があります。

社会福祉協議会は、在宅福祉サービスや施設の運営管理等を市からの受託で行ってききました。また、地域の福祉活動のコーディネーターとして、福祉団体との連絡調整や活動を支援してきました。

これからは、行政とは異なる民間組織として、独自の存在意義と役割を明確にしていくとともに、住民からも見える体制づくりや様々な専門機関、教育機関等との連携を強化しながら地域の中に入っていくことが重要であり、「地域福祉推進の中心的な役割を果たすこと」が求められています。

今後は「地域福祉活動計画」の策定により、それぞれの地域特性に沿った福祉活動を住民とともに展開していくことが期待されています。

3-7 坂東市の役割 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

市が、行政計画として策定している地域福祉計画を地域で推進していくためには、地域での推進基盤を整備し、身近な地域での福祉の仕組みをつくっていくことが必要です。また、地域での基盤整備や仕組みづくりを進めるにあたって、どれだけ多くの市民参画が得られるかが大切です。

また、生活困窮者自立相談支援事業に関しては、公共職業安定所等の職業安定機関、教育機関その他の関係機関と緊密に連携を図りつつ、適切に事業を実施する責任を果たすことが求められます。

今後、地域福祉活動計画が具体化し、推進体制が整備されるときには、庁内の生活関連部署との連携を強化し、総合的・横断的なサポート体制を組むことが必要となります。これからも、高齢者や障がい者、児童等の施策も含め、施策の形成過程にも直接的に市民がかかわれる機会の拡充に努め、市民との連帯意識を高めていくよう努めていくことが求められています。

## 第2章

### 坂東市の現況



1 坂東市の現況

1-1 人口及び世帯数の推移

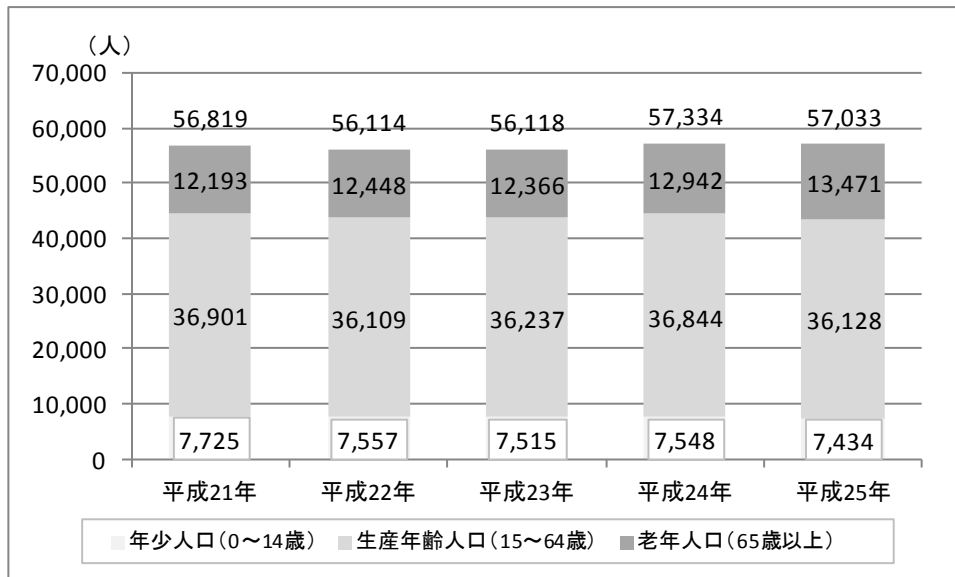
坂東市の人口は、平成25年4月1日現在、55,275人となっており、減少傾向で推移しています。

世帯数は、平成25年4月1日現在で17,495世帯となっており、平成21年から215世帯増加しています。その一方で、1世帯あたりの人員は平成25年は3.1人と減少傾向となっています。年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向に、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

図表7 人口及び世帯数

各年4月1日現在（単位：人、世帯、%）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対21年比
人 □	56,524	56,114	55,835	55,576	55,275	△1,249
世帯数	16,975	16,763	17,038	17,280	17,495	215
1世帯あたりの人員	3.3	3.3	3.3	3.2	3.1	△0.2
0～14歳の人口	7,725	7,557	7,515	7,548	7,434	△291
15～64歳の人口	36,901	36,109	36,237	36,844	36,128	△773
65歳以上の人口	12,193	12,448	12,366	12,942	13,471	1,278
高齢化率	21.5	22.2	22.0	22.6	23.6	2.1



資料：企画課、住民基本台帳

## 1-2 地区別人口の推移 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

地区別人口は、平成 25 年 4 月 1 日現在で、岩井地区に 15,310 人が居住しており、全人口の 26.8%が集中しています。

平成 21 年と比較すると、岩井地区が 5.4%、沓掛内野山地区が 1.5%増加していますが、その他の地区は全て減少しており、特に飯島地区は 4.9%減少と大きく減少しています。

図表 8 地区別人口の推移



各年4月1日現在（単位：人、％）

地区名	年						対21年比
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		
岩井地区	14,520	14,493	14,590	14,665	15,310	790 5.4%	
人口構成比	25.5	25.6	25.9	26.2	26.8	1.3	
弓馬田地区	3,132	3,088	3,058	3,004	3,060	△ 72 -2.3%	
人口構成比	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	△ 0.1	
飯島地区	1,721	1,696	1,674	1,655	1,637	△ 84 -4.9%	
人口構成比	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	△ 0.2	
神大実地区	4,435	4,404	4,340	4,281	4,319	△ 116 -2.6%	
人口構成比	7.8	7.8	7.7	7.7	7.6	△ 0.2	
七郷地区	5,311	5,267	5,196	5,100	5,146	△ 165 -3.1%	
人口構成比	9.3	9.3	9.2	9.1	9.0	△ 0.3	
中川地区	5,304	5,264	5,188	5,082	5,201	△ 103 -1.9%	
人口構成比	9.3	9.3	9.2	9.1	9.1	△ 0.2	
長須地区	3,552	3,508	3,462	3,474	3,487	△ 65 -1.8%	
人口構成比	6.2	6.2	6.2	6.2	6.1	△ 0.1	
七重地区	4,483	4,438	4,399	4,371	4,454	△ 29 -0.6%	
人口構成比	7.9	7.8	7.8	7.8	7.8	△ 0.1	
生子菅地区	3,874	3,814	3,779	3,743	3,819	△ 55 -1.4%	
人口構成比	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	△ 0.1	
逆井山地区	4,781	4,776	4,711	4,669	4,702	△ 79 -1.7%	
人口構成比	8.4	8.4	8.4	8.4	8.2	△ 0.2	
沓掛内野山地区	5,881	5,862	5,855	5,839	5,968	87 1.5%	
人口構成比	10.3	10.4	10.4	10.4	10.5	0.1	
合計	56,994	56,610	56,252	55,883	57,103	109	

資料：企画課、住民基本台帳

### 1-3 地区別世帯数と構成比 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

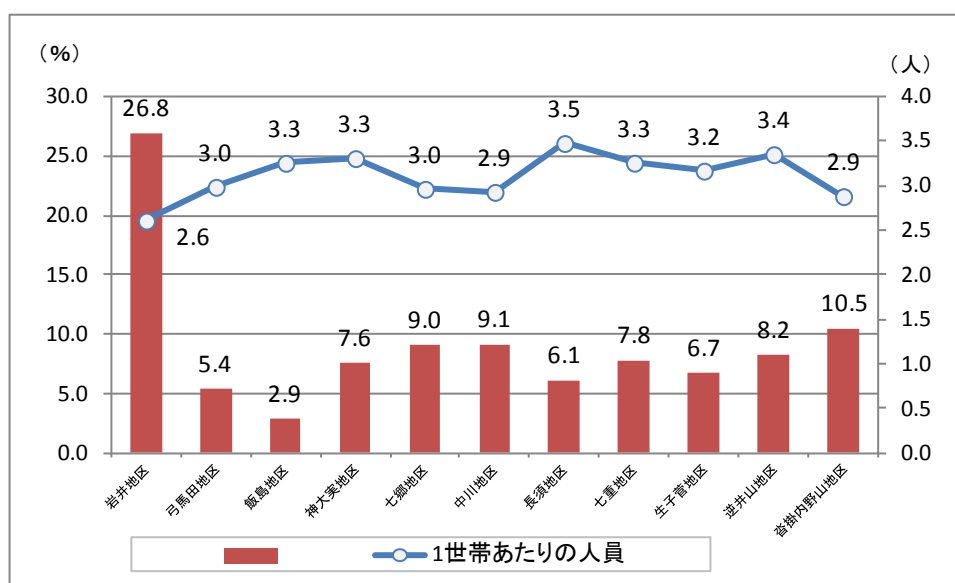
地区別世帯数は、岩井地区が5,875世帯で全世帯の30.5%を占めています。

1世帯当たりの人員では、岩井地区の2.6人に対し長須地区では3.5人、逆井山地区では3.4人となっており、他地区に比べて岩井地区の核家族化が進行していることがうかがえます。

図表9 地区別世帯数と構成比

平成25年4月1日現在（単位：人、世帯、％）

地区名	世帯数 (世帯)	世帯構成比	1世帯あたりの人員	人口(人)			人口構成比
				男	女	総数	
岩井地区	5,875	30.5	2.6	7,799	7,511	15,310	26.8
弓馬田地区	1,025	5.3	3.0	1,603	1,457	3,060	5.4
飯島地区	503	2.6	3.3	814	823	1,637	2.9
神大実地区	1,306	6.8	3.3	2,165	2,154	4,319	7.6
七郷地区	1,737	9.0	3.0	2,597	2,549	5,146	9.0
中川地区	1,776	9.2	2.9	2,639	2,562	5,201	9.1
長須地区	1,003	5.2	3.5	1,761	1,726	3,487	6.1
七重地区	1,368	7.1	3.3	2,287	2,167	4,454	7.8
生子菅地区	1,206	6.3	3.2	1,986	1,833	3,819	6.7
逆井山地区	1,403	7.3	3.4	2,429	2,273	4,702	8.2
沓掛内野山地区	2,072	10.8	2.9	3,005	2,963	5,968	10.5
合計	19,274	100.0	3.0	29,085	28,018	57,103	100.0



資料：企画課、住民基本台帳

## 2 高齢者を取り巻く現況

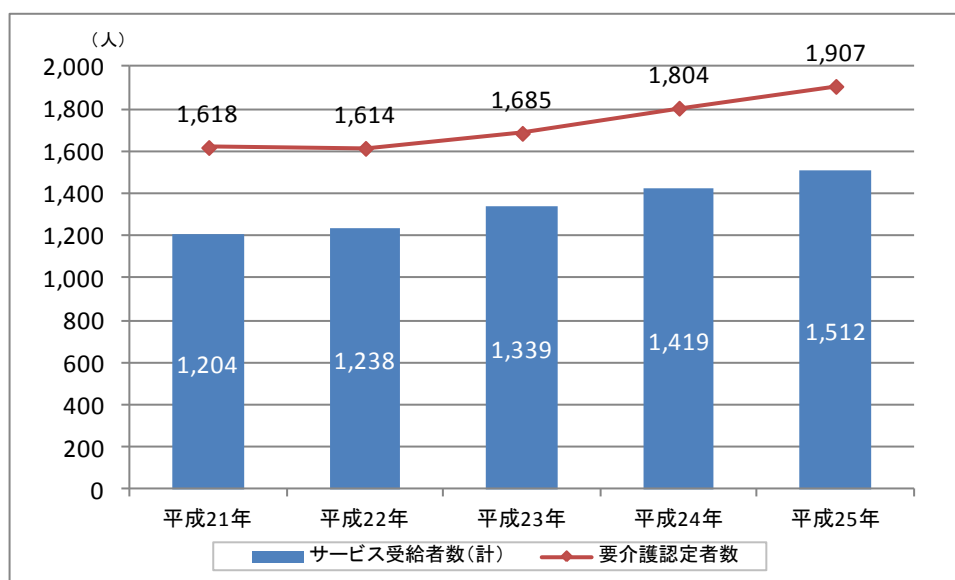
### 2-1 要介護認定者及びサービス受給者数 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

第1号被保険者数は増加傾向にあり、平成25年4月1日現在、13,215人となっています。要介護認定者数は1,907人で、認定率は14.4%と増加傾向にあり、サービス受給者数（居宅サービス、施設サービス）も、平成21年と比較すると25.6%増加しています。

図表 10 要介護認定者及びサービス受給者数

各年4月1日現在（単位：人、％）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対21年比
第1号被保険者数	12,154	12,298	12,325	12,667	13,215	1,061 8.7%
要介護認定者数	1,618	1,614	1,685	1,804	1,907	289 17.9%
要介護認定率	13.3	13.1	13.7	14.2	14.4	1.1
サービス受給者数（計）	1,204	1,238	1,339	1,419	1,512	308 25.6%
居宅サービス受給者数	802	830	928	968	1,009	207 25.8%
施設サービス受給者数	364	358	362	392	442	78 21.4%
地域密着型サービス受給者数	38	50	49	59	61	23 60.5%



資料：介護福祉課

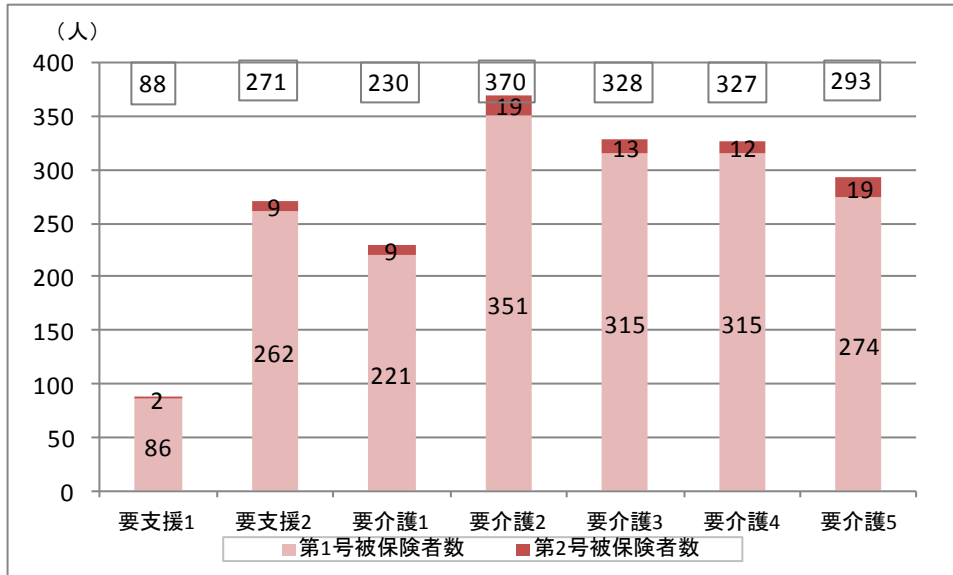
## 2-2 要介護（要支援）認定者数 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

要介護認定者数の要介護（要支援）状態は、要介護2が370人で最も多く、全体の19.4%を占めています。

図表 11 要介護認定者及びサービス受給者

平成25年4月1日現在（単位：人、%）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者数	86	262	221	351	315	315	274	1,824
第2号被保険者数	2	9	9	19	13	12	19	83
合計 (構成比)	88 (4.6)	271 (14.2)	230 (12.1)	370 (19.4)	328 (17.2)	327 (17.1)	293 (15.4)	1,907 (100.0)



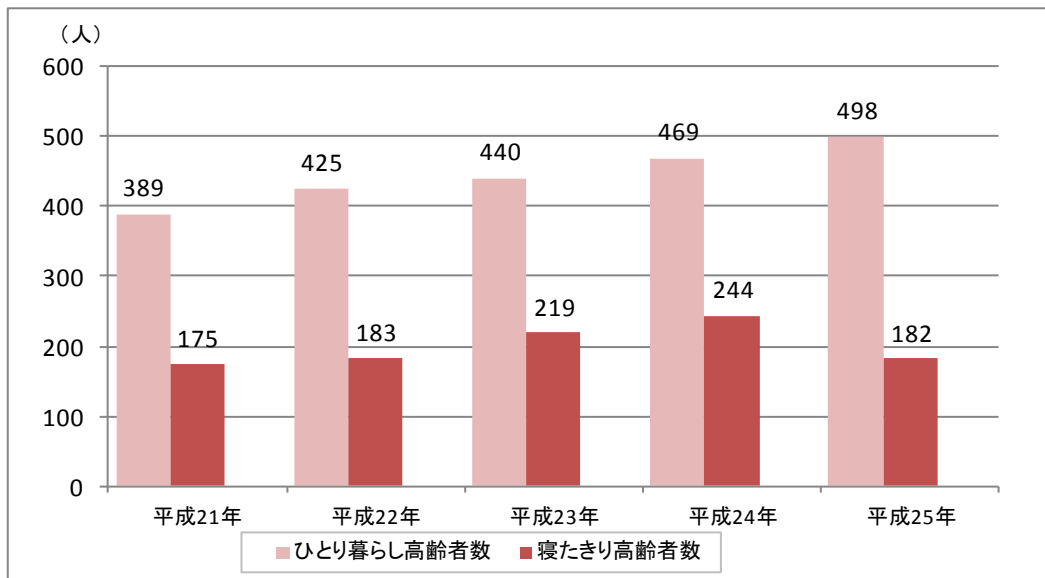
2-3 高齢者世帯の状況 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

ひとり暮らし高齢者数は年々増加し、平成25年4月1日現在、498人となっています。また、寝たきり高齢者※（要介護3以上で自宅にて家族介護を受けている者）は182人で、平成21年よりは増加していますが、平成24年よりは減少しています。

図表 12 高齢者世帯の状況

各年4月1日現在（単位：人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
ひとり暮らし高齢者数	389	425	440	469	498
寝たきり高齢者数	175	183	219	244	182



資料：介護福祉課

※寝たきり高齢者とは、介護慰労金の支給該当者人数

### 3 障がい者を取り巻く現況

#### 3-1 身体障がい者の推移（身体障害者手帳交付状況） □□□□□□□□□□

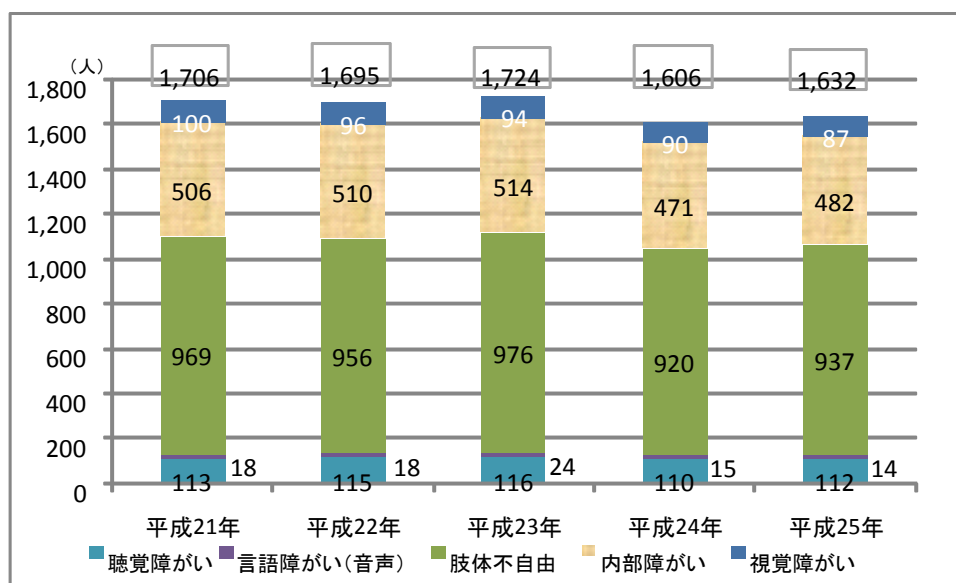
身体障がい者の推移は、増減を繰り返し平成25年3月31日現在、1,632人となっています。障がいの種類別では、肢体不自由が937人で最も多く、全手帳所持者数の57.4%を占めています。次いで内部障がい（482人）で、減少傾向にあります。

図表 13 身体障がい者の推移

各年3月31日現在（単位：人、%）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	1,706	1,695	1,724	1,606	1,632
視覚障がい	100	96	94	90	87
構成比	5.9	5.7	5.5	5.6	5.3
内部障がい	506	510	514	471	482
構成比	29.7	30.1	29.8	29.3	29.5
肢体不自由	969	956	976	920	937
構成比	56.8	56.4	56.6	57.3	57.4
言語障がい（音声）	18	18	24	15	14
構成比	1.1	1.1	1.4	0.9	0.9
聴覚障がい	113	115	116	110	112
構成比	6.6	6.8	6.7	6.8	6.9

資料：社会福祉課



資料：社会福祉課

### 3-2 知的障がい者の推移（療育手帳交付状況） □□□□□□□□□□□□□□

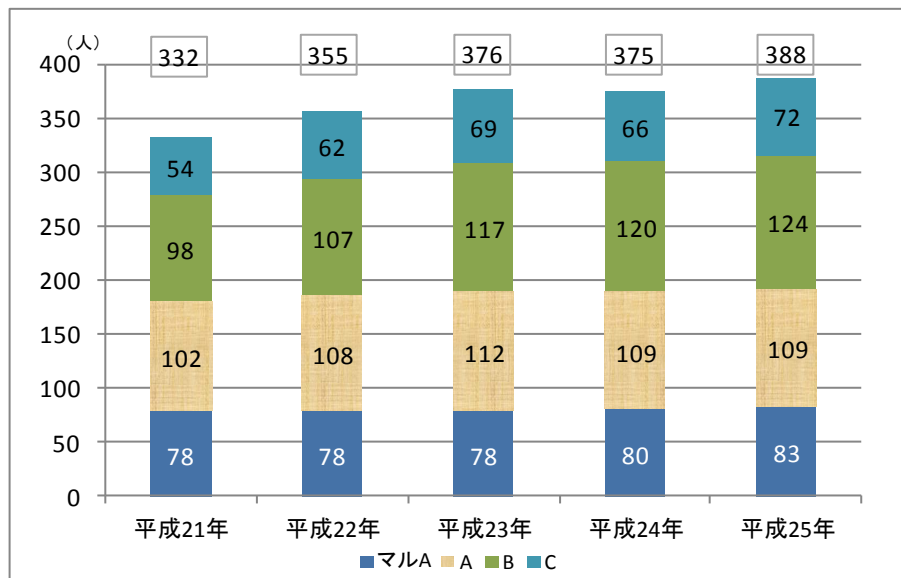
知的障がい者は、近年では増加傾向で推移し、平成25年3月31日現在、388人となっています。障がいの等級別では、「B」が124人で最も多く、全手帳所持者数の32.0%を占めています。

図表 14 知的障がい者の推移（療育手帳交付状況）

各年3月31日現在（単位：人、％）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	332	355	376	375	388
①	78	78	78	80	83
構成比	23.5	22.0	20.7	21.3	21.4
A	102	108	112	109	109
構成比	30.7	30.4	29.8	29.1	28.1
B	98	107	117	120	124
構成比	29.5	30.1	31.1	32.0	32.0
C	54	62	69	66	72
構成比	55.1	57.9	59.0	55.0	58.1

資料：社会福祉課



資料：社会福祉課

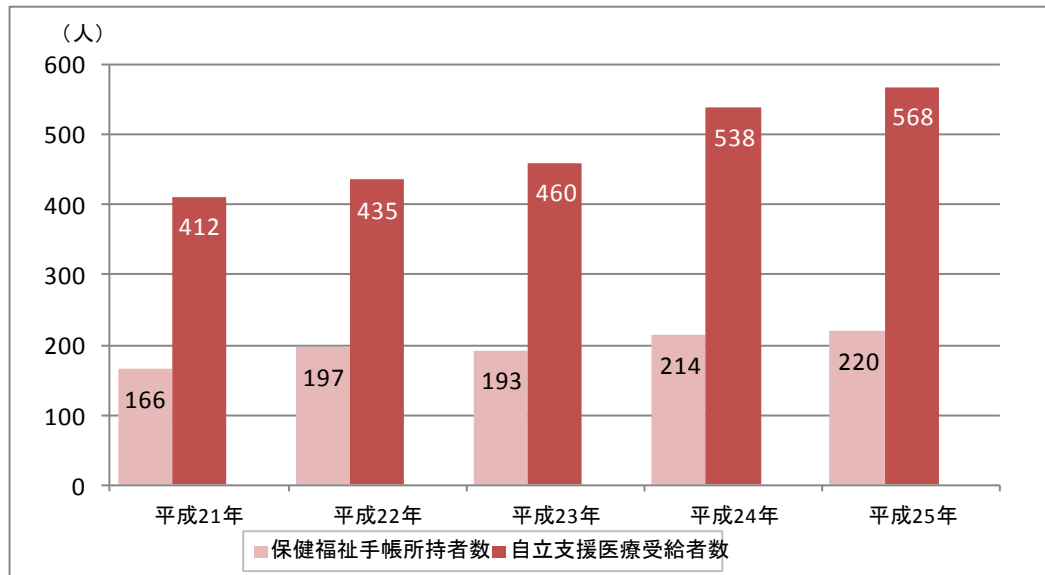
### 3-3 精神障がい者の推移（保健福祉手帳、自立支援医療受給者） □□□□□

保健福祉手帳の所持者の推移をみると、近年では増加傾向にあり、平成25年3月31日現在、220人となっています。自立支援医療受給者数※は、568人で増加傾向で推移しています。

図表 15 精神障がい者の推移（保健福祉手帳、自立支援医療受給者）

各年3月31日現在（単位：人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
保健福祉手帳所持者数	166	197	193	214	220
自立支援医療受給者数	412	435	460	538	568



資料：社会福祉課

※自立支援医療受給者は、手帳保持者ではなく病院に通っている該当者



## 4 子どもを取り巻く現況

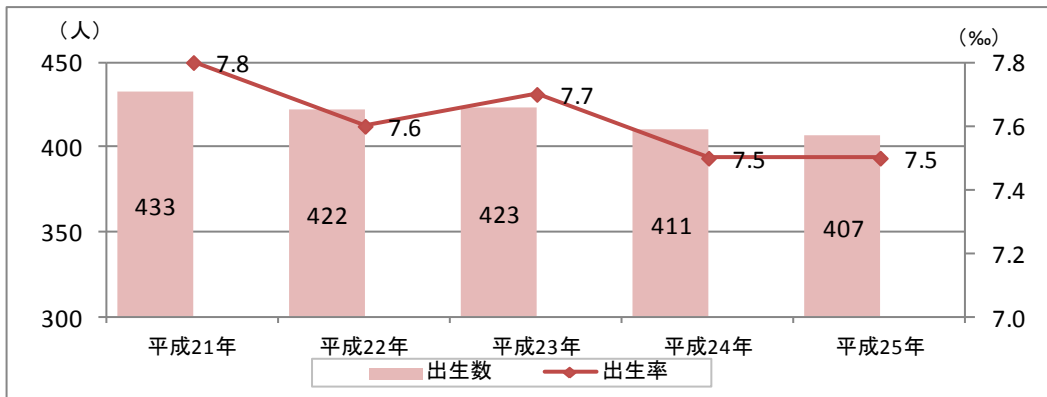
### 4-1 出生数と出生率

出生数は、平成 25 年現在 407 人で減少傾向にあり、平成 21 年と比較すると 26 人の減少となっており、出生率も 7.5‰（パーミル）で、減少傾向にあります。

図表 16 出生数と出生率

各年1月1日～12月31日までの集計（単位：人、‰）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	433	422	423	411	407
出生率	7.8	7.6	7.7	7.5	7.5



資料：茨城県人口動態統計  
※出生率は人口千人あたり

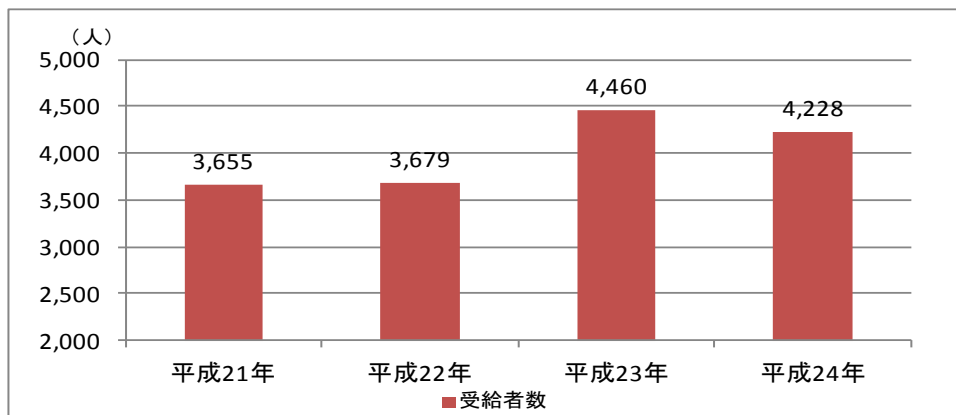
### 4-2 児童手当の受給状況

児童手当の受給状況は、平成 24 年現在 4,228 人で、平成 21 年と比較すると 15.7%増加しています。

図表 17 児童手当の受給状況

各年1月1日～12月31日までの集計（単位：人、‰）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	対21年比	
受給者数	3,655	3,679	4,460	4,228	573	15.7



### 4-3 保育所の入所状況 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

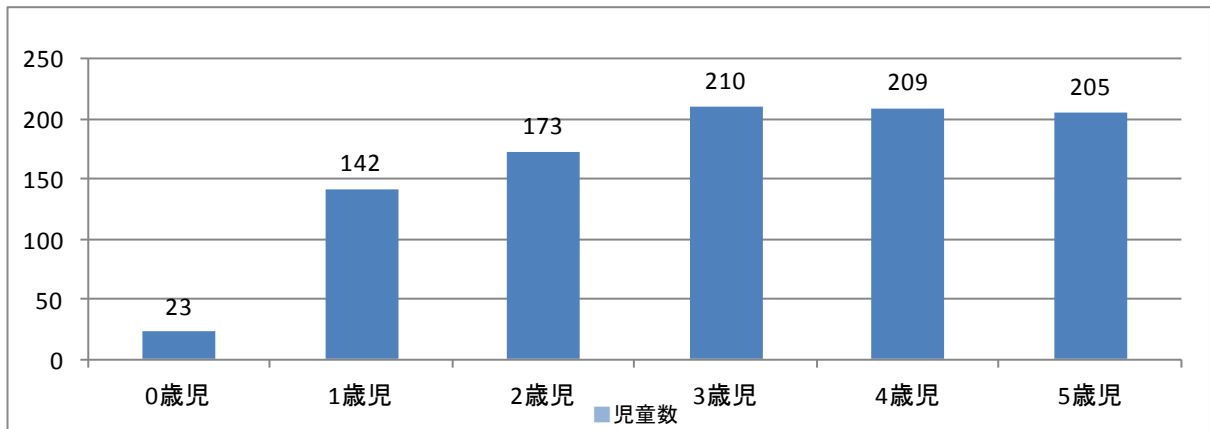
保育所の入所状況は、全体の定員 960 人に対し、児童数は 962 人で、100.2%の定員充足率となっています。

図表 18 保育所の入所状況

平成25年4月1現在（単位：人、％）

名 称	保育士数	定員	児童数							計	定員充足率
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
辺田保育所	16	120	2	19	21	23	22	24	111	92.5	
中根保育所	15	120	3	14	16	22	21	24	100	83.3	
岩井保育所	17	120	4	12	17	30	29	32	124	103.3	
すすのき保育園	15	90	1	15	16	19	22	30	103	114.4	
あかつき保育園	16	120	3	13	21	27	28	23	115	95.8	
小山保育園	28	150	4	24	23	33	30	49	163	108.7	
さしま保育園	21	90	1	16	16	25	25	16	99	110.0	
若草明德保育園	27	120	4	24	38	24	25	0	115	95.8	
サッキア いわい保育園	10	30	1	5	5	7	7	7	32	106.7	
合 計	165	960	23	142	173	210	209	205	962	100.2	

資料：子育て支援課



資料：子育て支援課

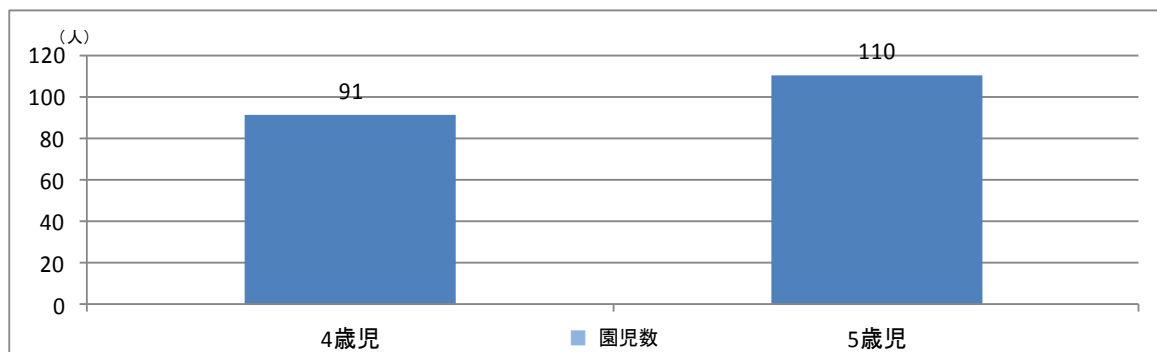
#### 4-4 幼稚園の入園状況 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

幼稚園の入園状況は、いずれの幼稚園も定員割れとなっており、全体の定員 440 人に対し、園児数は 201 人で、45.7%の定員充足率となっています。

図表 19 幼稚園の入園状況

平成25年4月1現在（単位：人、％）

名 称	教諭数	定員			学級数		園児数			定員充足率
		4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	計	
神大実幼稚園	3	25	30	55	1	1	20	12	32	58.2
岩井第一幼稚園	4	50	60	110	1	2	24	36	60	54.5
岩井第二幼稚園	3	50	60	110	1	1	21	29	50	45.5
七郷幼稚園	3	25	30	55	1	1	6	10	16	29.1
猿島幼稚園	4	50	60	110	1	1	20	23	43	39.1
合 計	17	200	240	440	5	6	91	110	201	45.7



資料：学校教育課

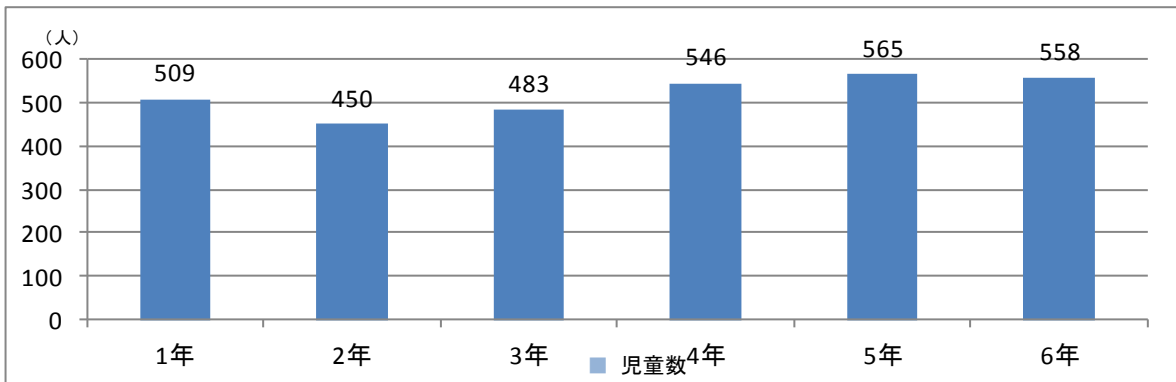
#### 4-5 小学校児童の状況 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

小学校児童の状況は、全 13 校の児童数は 3,111 人となっています。学年別では、5 年生が 565 人で最も多く、2 年生が 450 人で最も少なくなっています。

図表 20 小学校児童の状況

平成25年4月1現在（単位：人、％）

名 称	児童数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	総数
七重小学校	31	30	38	43	33	35	210
弓馬田小学校	15	27	18	14	16	27	117
飯島小学校	21	10	17	22	11	18	99
神大実小学校	45	41	37	26	43	43	235
岩井第一小学校	83	49	65	75	66	81	419
岩井第二小学校	92	80	80	99	100	92	543
七郷小学校	36	38	39	47	55	50	265
中川小学校	23	24	28	29	27	34	165
長須小学校	27	37	31	43	33	37	208
生子菅小学校	28	25	35	38	46	32	204
逆井山小学校	46	42	46	55	66	43	298
沓掛小学校	57	40	45	48	55	57	302
内野山小学校	5	7	4	7	14	9	46
合 計	509	450	483	546	565	558	3,111



資料：学校教育課



## 5 地域を取り巻く現況

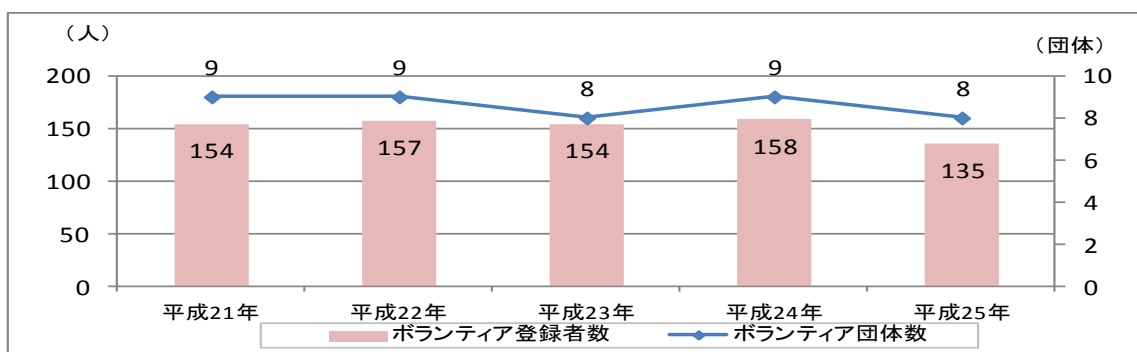
### 5-1 ボランティア登録者数の推移 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

ボランティア団体数は8団体、ボランティア登録者数は135人（平成25年）で、減少傾向となっています。

図表 22 ボランティア登録者数の推移

各年4月1日現在（単位：団体、人）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
ボランティア団体数	9	9	8	9	8
ボランティア登録者数	154	157	154	158	135



資料：社会福祉協議会

### 5-2 行政組織加入世帯数の推移 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

加入世帯は減少し、加入率も77.1%（平成21年）と減少傾向となっています。

図表 23 行政組織加入世帯数の推移

各年1月1日～12月31日までの集計（単位：人、%）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	433	422	423	411	407
出生率	7.8	7.6	7.7	7.5	7.5

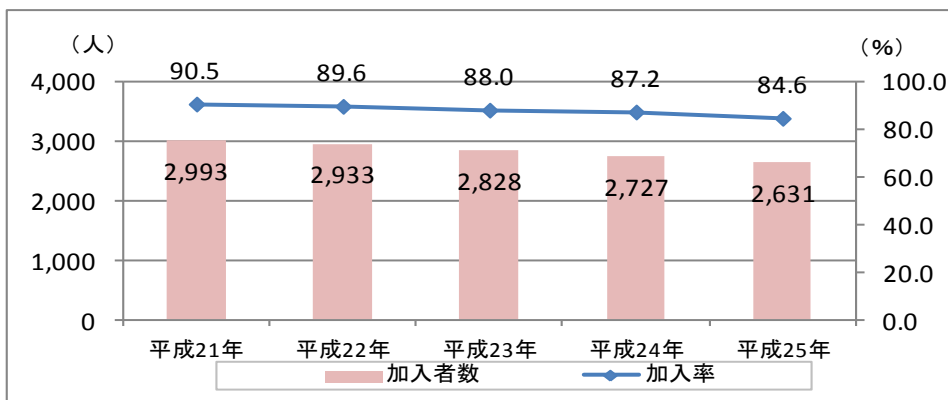
### 5-3 子ども会加入者数の推移

子ども会加入者は停滞しており、平成25年の加入率は84.6%と減少傾向となっています。

図表 24 子ども会加入者数の推移（小学生）

各年4月1日現在（単位：世帯、%）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
対象者数	3,306	3,274	3,214	3,127	3,111
加入者数	2,993	2,933	2,828	2,727	2,631
加入率	90.5	89.6	88.0	87.2	84.6



資料：生涯学習課

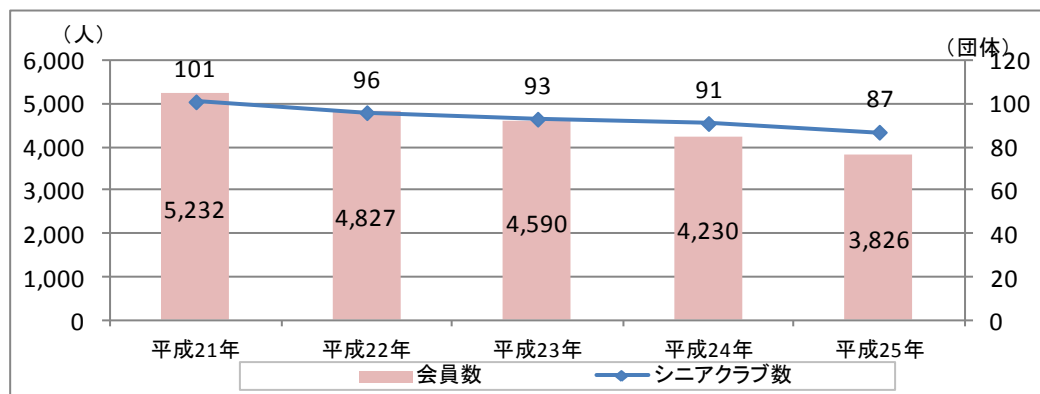
### 5-4 シニアクラブ加入者数の推移

平成25年4月1日現在のシニアクラブ数は87団体と減少しており、会員数も3,826人と減少傾向となっています。

図表 25 行政組織加入世帯数の推移

各年4月1日現在（単位：団体、人）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
シニアクラブ数	101	96	93	91	87
会員数	5,232	4,827	4,590	4,230	3,826



資料：生涯学習課

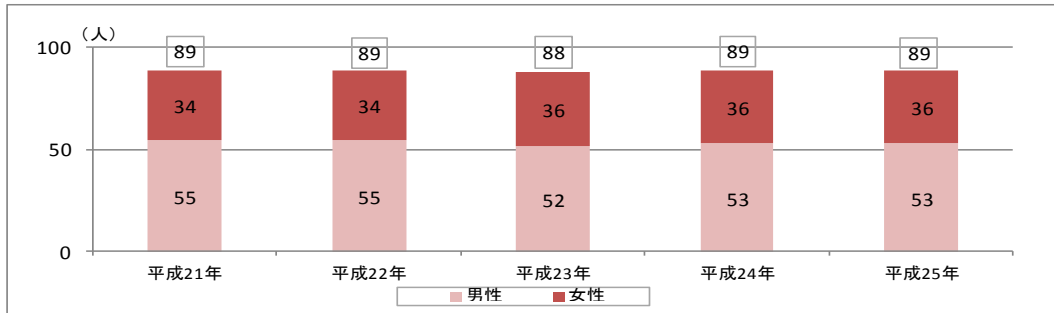
5-5 民生委員児童委員の推移 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

平成25年4月1日現在の民生委員児童委員は89人で、男性が53人、女性が36人となっています。

図表 26 民生委員児童委員の推移

各年4月1日現在（単位：世帯、％）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
男性	55	55	52	53	53
女性	34	34	36	36	36
計	89	89	88	89	89



資料：社会福祉課

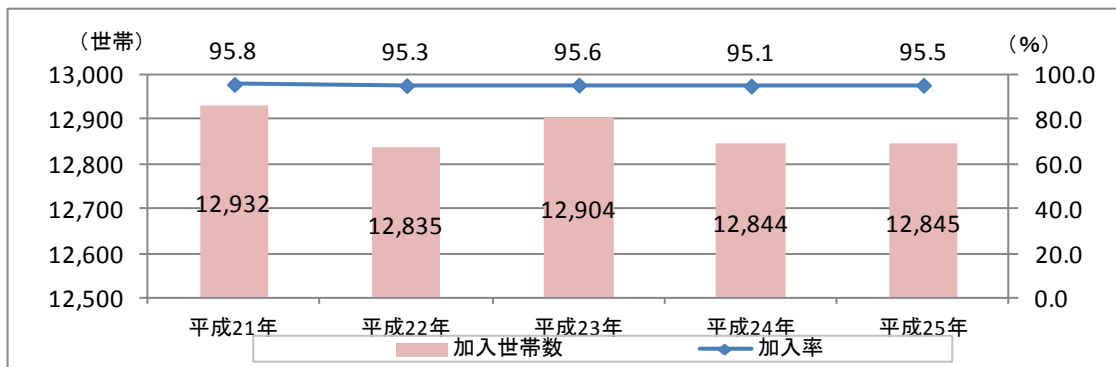
5-6 市社会福祉協議会の会員加入世帯数の推移 □□□□□□□□□□□□□□□□

平成25年4月1日現在の市社会福祉協議会への加入世帯数は12,845世帯と増減を繰り返しており、加入率は95.5%とほぼ横ばいとなっています。

図表 27 市社会福祉協議会の会員加入世帯数の推移

各年4月1日現在（単位：世帯、％）

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
対象世帯数	13,492	13,469	13,504	13,506	13,455
加入世帯数	12,932	12,835	12,904	12,844	12,845
加入率	95.8	95.3	95.6	95.1	95.5



資料：社会福祉協議会

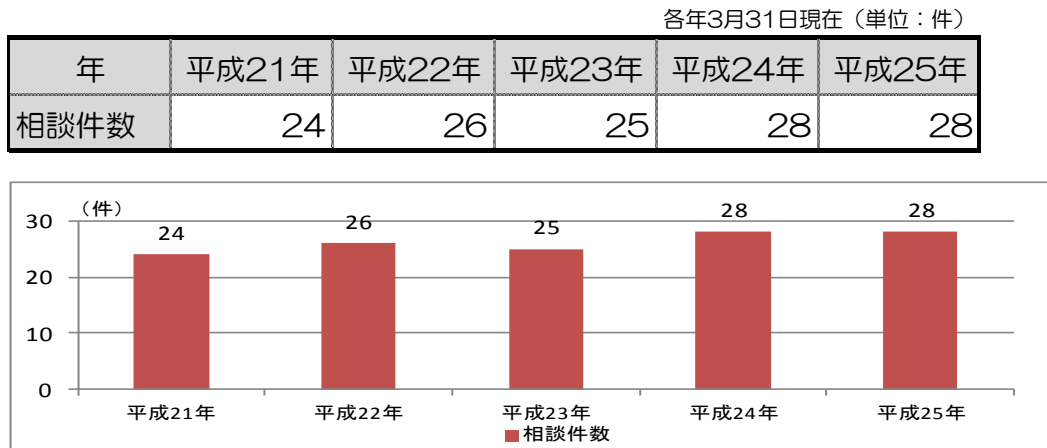




5-7 心配ごと相談件数の推移の推移（年間） □□□□□□□□□□□□□□□□

心配ごと相談件数は毎年ほぼ横ばいで推移しています。

図表 28 心配ごと相談件数の推移（年間）

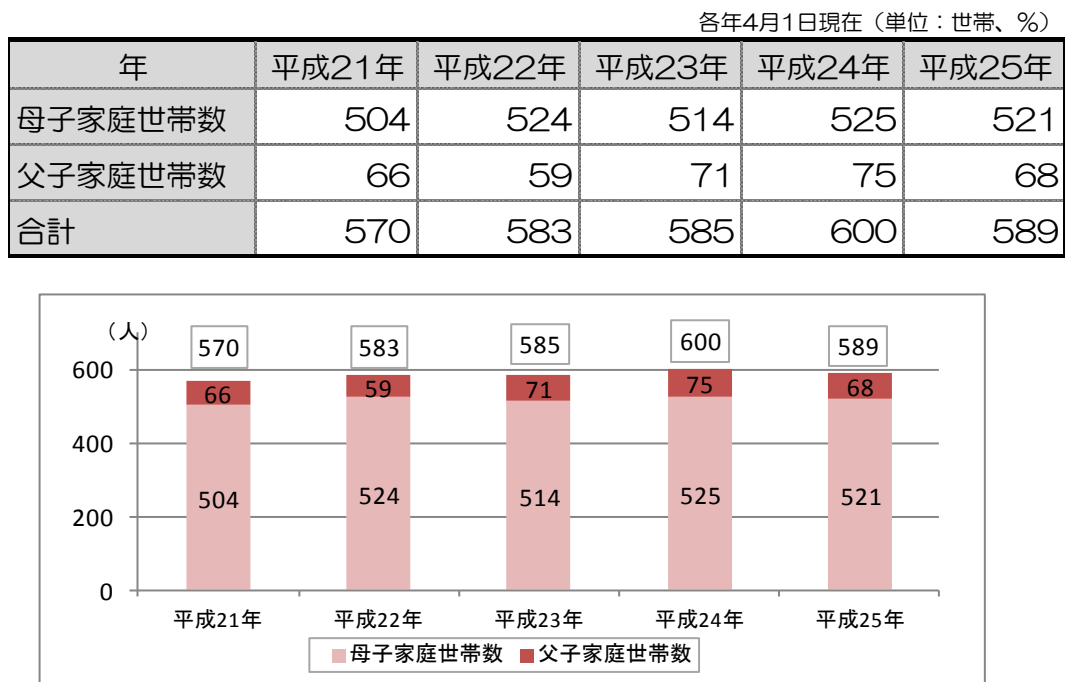


資料：社会福祉協議会

5-8 母子・父子家庭世帯の推移 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

平成 25 年 4 月 1 日現在の母子家庭世帯数は 521 世帯で増減を繰り返しており、父子家庭世帯数は 68 世帯で前年より減少しています。

図表 29 母子・父子家庭世帯の推移



資料：子育て支援課

# 第3章

## 市民の生活課題



## 1 坂東市について（アンケート調査結果）

この調査は、市民の皆さまに「地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方」についての意見をお聞きし、計画策定のための基礎資料とすべく実施しました。

### （1）調査対象と調査方法

調査対象	調査方法
坂東市在住の20歳以上の市民 （無作為抽出）	平成26年10月1日から31日まで 郵送による配布・回収により実施

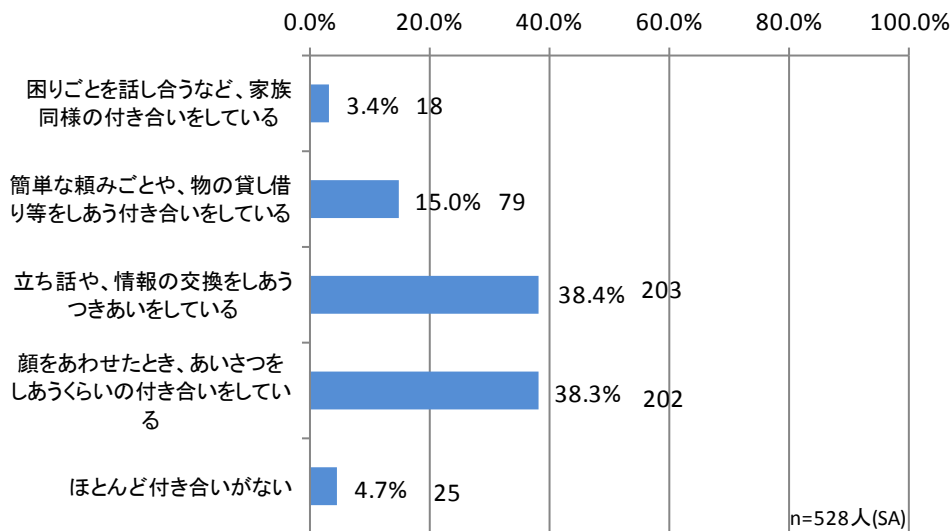
### （2）回収状況

対象者数	配付数	回収数	回収率
1,000	1,000	528	52.8%

### 1-1 隣近所の方との付き合いの程度

「立ち話や情報の交換をする」、「あいさつをしあう程度」がそれぞれ約38%となり、「ほとんどつきあいはない」は4.7%にとどまりました。

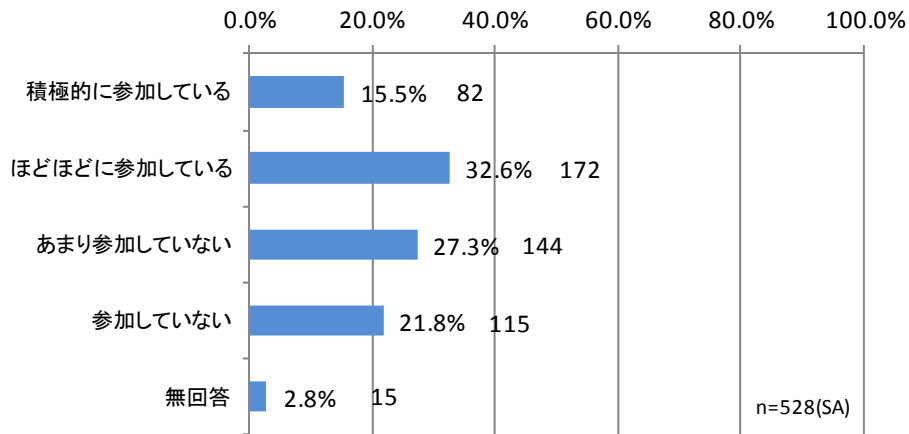
図表 30 近所との付き合いの程度



1-2 地域活動への参加状況 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

地域活動へ参加している方（積極的、ほどほど）が48.1%となりました。

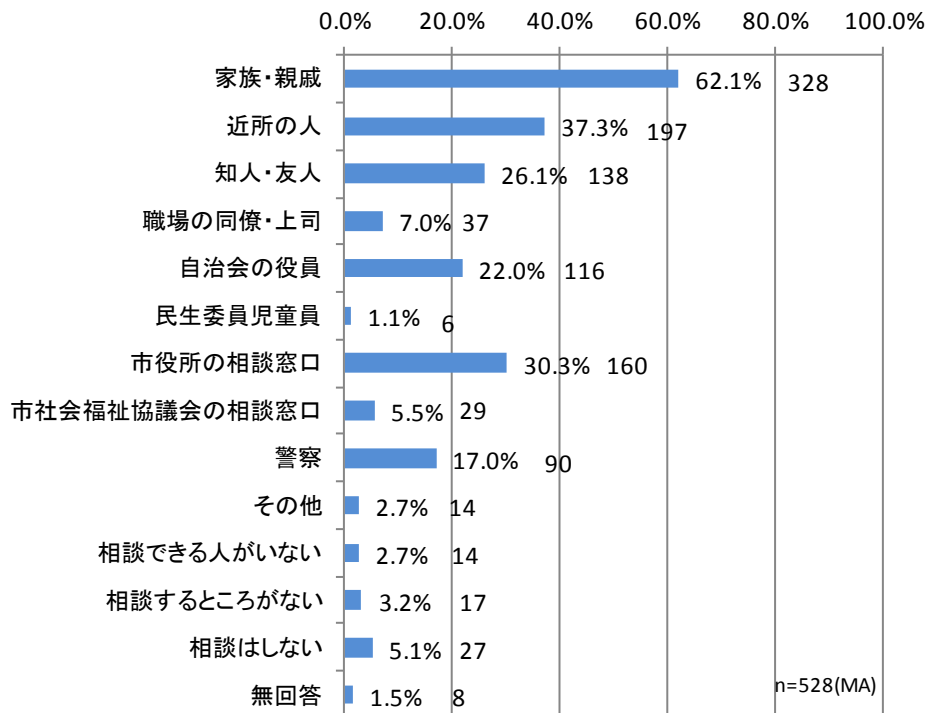
図表 31 地域活動への参加の程度



1-3 暮らしの問題で困ったときに相談する人 □□□□□□□□□□□□□□□□

暮らしの問題を相談する人は家族・親戚が62.1%と最も多く、近所の人には37.3%の方が相談するとなりました。

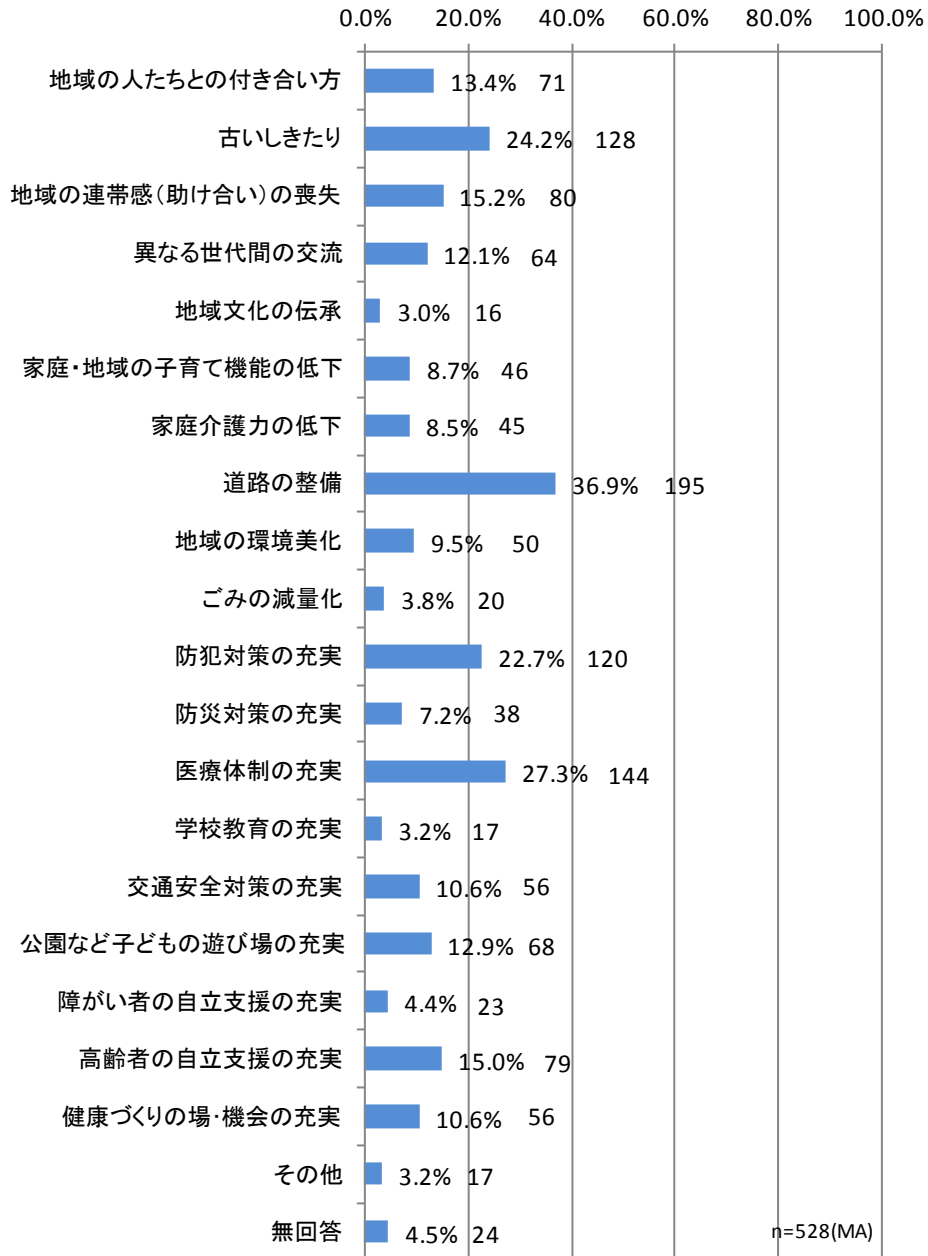
図表 32 暮らしの問題で困ったときに相談する人



#### 1-4 住んでいる地域の課題や問題

住んでいる地域の課題や問題は、第 1 位が道路の整備で 36.9%、第 2 位が医療体制の充実で 27.3%、第 3 位が古いしきたりで 24.2%となりました。

図表 33 地域の課題や問題







## 2 高齢者の生活課題

- ◆ひとり暮らしや高齢者世帯の方の外出時の交通手段について、特に通院や買い物等で不便を感じている。
- ◆昼間一人で過ごしている高齢者への支援が必要だ。外出しないと閉じこもりになってしまう。
- ◆シニアクラブの加入者が年々少なくなっていて活気がない。
- ◆ひとり暮らしへの不安を抱えている高齢者も多く、身近に相談相手がいらないという意見もあげられている。訪問による安否確認や激励が必要である。
- ◆要支援高齢者の把握、支援を必要としている人がどこにいるのかわからず、プライバシー保護との関係とどう付き合っていくかが今後の課題である。
- ◆地域の行事に参加したいが、元気な高齢者だけが参加しているので、みんなが楽しめて参加ができるように配慮することが必要である。
- ◆高齢者が自分の特技を発表できる場を設けてはどうか。
- ◆農家同士で集まって農作物の取引をする場を設けてはどうか。
- ◆団塊の世代が地域へ仲間入りするが、世代間の「生きがい」となるものの違いをどのように解消していくかが問題になる。
- ◆高齢者虐待の問題が表に出にくい。

### ■ 高齢者を取り巻く地域の重要度と満足度

高齢者を取り巻く地域の重要度と不満足度は、「認知症対策」、「ひとり暮らし高齢者世帯への支援」、「外出・移動支援」、「シニアクラブの活性化」、「余暇・生きがいづくり」等があり、これらを重点的に取り組むべき地域の課題とし、地域で気づき、意識の変容につなげていくものとします。

#### 重点的に取り組むべき地域の課題

- 認知症対策
- ひとり暮らし高齢者世帯への支援
- 外出・移動支援
- シニアクラブの活性化
- 余暇・生きがいづくり

### 3 障がい者の生活課題

- ◆住民の関心が低く、障がいに対する知識や障がい者に対する理解が不足している。
- ◆障がい者を持つ親が気軽に相談できる場所や、同じ境遇の家族と知り合う機会がない。
- ◆障がい者の生活の自立を支援する情報の不足（就労・福祉サービス等）や福祉サービスの内容が、生活実態や必要性に見合っていないなど、サービスを必要としている人が利用できる相談体制が必要である。
- ◆相談窓口間のネットワークを強化する必要がある。
- ◆どういう障がいを持った人がどこにいるのかなどの情報がなく、災害時の支援体制ができていない。
- ◆障がい者が安心してチャレンジできる環境づくりが重要、障がい者が学校を卒業してからの行き場がない（就労支援）。
- ◆障がい体験を実施することで、障がい者に対する理解を深める。
- ◆障がい者がホームヘルプサービスを利用しやすいような環境づくりが必要である。
- ◆障がい者同士、障がい者と健常者の交流の場づくりが必要である。

#### ■ 障がい者を取り巻く地域の重要度と満足度

障がい者を取り巻く地域の重要度と不満足度は、「ノーマライゼーション\*の醸成」、「相談体制の充実」、「偏見・差別・人権擁護の啓発」、「健常者との交流やピアカウンセリング\*の場の設営」、「就労支援の拡充」等があり、これらを重点的に取り組むべき地域の課題とし、地域で気づき、意識の変容につなげていくものとし、

#### 重点的に取り組むべき地域の課題

- ノーマライゼーションの醸成
- 相談体制の充実
- 偏見・差別・人権擁護の啓発
- 健常者との交流やピアカウンセリングの場の設営
- 就労支援の拡充

※ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で健常者と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※ピアカウンセリング：障がい者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

#### 4 子どもたちの生活課題

- ◆公園などで遊ぶ子どもを見かけないのは、遊び方が変わり、防犯等の理由もあるが、親同士の交流がないため、子どもの遊び相手がいないのも原因の一つである。
- ◆共働き家庭やひとり親家庭の子どもの放課後の居場所がないため、安心して働けない。
- ◆地域の子どもは、地域住民が見守り、登下校時の安全確保に努めるべきである。
- ◆子育てに不安を持つ親が、自ら相談できず地域から孤立し、子どもの虐待につながるケースもある。このような問題は地域ぐるみで対応すべきである。
- ◆中学生・高校生になると学校での活動が中心となり、休日もクラブ活動で地域とのつながりが疎遠となり、家族単位での行動もなくなっている。
- ◆朝食をとらない子どもがいるのではないか。朝食をつくらなかったり、毎日、コンビニ弁当では子どもがかわいそうだ。
- ◆子ども会をふれあい、世代間交流の拠点として拡充してもらいたい。
- ◆地域や家庭に根付いている男女ごとの役割を見直す必要がある。
- ◆親の暴力等を見て育った子どもが暴力を振るうようになるケースが多くなっている。

#### ■ 子どもを取り巻く地域の重要度と満足度

子どもを取り巻く地域の重要度と不満足度は、「小児医療サービスの充実」、「朝食の欠食」、「家族のきずなの大切さ」、「青少年の非行、不登校、いじめの問題」、「児童虐待防止」等があり、これらを重点的に取り組むべき地域の課題とし、地域で気づき、意識の変容につなげていくものとします。

#### 重点的に取り組むべき地域の課題

- 小児医療サービスの充実
- 朝食の欠食
- 家族のきずなの大切さ
- 青少年の非行、不登校、いじめの問題
- 児童虐待防止

## 5 地域の生活課題

- ◆団塊の世代を地域へ受け入れ、ボランティア活動や地域活動への参加を促進し、職場に代わる地域の居場所づくりが必要である。
- ◆地域の中で健康を養っていく取組みが重要だと思う。
- ◆たばこのポイ捨て、運転マナー、自転車の放置、ゴミ捨てのルールを守らない、犬の糞の後始末などのルールやマナーが守られていない。
- ◆地域の情報発信のためにもっと回覧版を活用し、ボランティアや地域交流のためのイベントの参加者を増やすなどの活性化ができないか。
- ◆行政区組織等への加入率が低下し、地域内の世代間交流が少なく、連携が希薄になり、地域の共助が低下している。
- ◆ボランティアの参加の拡大が必要である。中高生の参加が少なく、青少年がどのように地域福祉に関わるかを考える必要がある。

### ■ 地域を取り巻く地域の重要度と満足度

社会を取り巻く地域の重要度と不満足度は、「安全・安心の確保」、「ルールやマナーの厳守」、「地域住民の助け合い」、「災害時の助け合いの仕組みづくり」、「健康・生きがいづくり」等があり、これらを重点的に取り組むべき地域の課題とし、地域で気づき、意識の変容につなげていくものとします。

#### 重点的に取り組むべき地域の課題

- 安全・安心の確保
- ルールやマナーの厳守
- 地域住民の助け合い
- 災害時の助け合いの仕組みづくり
- 児童虐待防止

## 第4章

### 地域福祉の推進

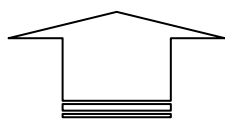


## 1 計画の基本理念

基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、これからの福祉のまちづくりの方向性を示すものです。

《 基本理念 》

みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち



市民一人一人が主体的、自律的にまちづくりに関わっていくとともに、市民、事業者、行政それぞれが連携し、「共生」「主体性」「協働」を基本的な考え方とし、「安心して心豊かに暮らせるまち」を目指していきます。





## 2 計画の視点

基本理念に基づく地域づくりを実現するために3つの基本視点を定めます。

### 基本視点1 まずは知り合うことから

「福祉」という言葉に対する人々のイメージは、「行政が困っている人を助けるために行う施策」という考えが多いと思われます。

これは、高度経済成長に伴い都市圏への人口集中が進んだことによって地域における人間関係が希薄化し、他人を思いやる心も薄れ、隣近所で困ったときに助け合う関係を築きにくくなったからです。そのような状況の中で、地域の様々な福祉ニーズに対して「行政の措置による福祉」が展開されてきました。このため、多くの人々が「福祉というのは、行政のサービスを必要としている高齢者や障がい者等の間のものであり、自分には無関係である」という意識を持つようになってきているのです。

しかしながら、地域福祉の考え方は「すべての市民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもある」という認識の上に成り立っており、「他人任せの福祉」意識を「自らが担う福祉」へと変革していくことが地域福祉の推進に向けて必要不可欠な課題となっています。

第1の基本視点では、隣近所の人間関係を重荷に感じる市民や地域における助け合いにあまり関心を持っていない方々の心をとらえ、地域活動への参加やNPO活動・ボランティア活動等に対する積極的な参加が進むように意識の啓発を図るとともに、地域の中で孤立してしまっている市民同士を結び付けるための仕組みづくりを考えていきます。

### 基本視点2 みんなにやさしく、お互いを気づかう

地域福祉を推進していくには、市民相互の助け合いの気持ちが不可欠ですが、本市においては助け合いの前提となる地域の人間関係自体が十分に構築されていないケースがアンケート調査の結果でもあげられています。

特に、市民の中にいるサラリーマン層においては、職場中心で形成された人間関係のみで生活することがあたりまえのものとなっており、隣近所のつきあいや地域への参加を重荷に感じたりする人々も少なくありません。

こうした状況の中で、地域に生活する人と人とを結びつけ、助け合いが可能となるまで人間関係を深めていくためには、町内会のような地縁的な組織だけではなく、個人の趣味や好みに合わせた様々なサークルやボランティア活動等が重要な役割を担っています。

第2の基本視点では、今後、団塊の世代や他市町村からの転入世帯などの受け入れを考慮し、地域における住民相互の関係を、単なる顔見知りの間柄から助け合う気持ちが生まれる親しい友人関係へと深めていくため、みんなにやさしい人間関係を育んでいくための機会や仕組みづくりを考えていきます。

### 基本視点3 共に助け合う

様々な人が暮らす現代において、福祉サービスは多様化し、福祉施設、交通環境など改善が必要なものも多くあります。これらは、保健・医療・福祉という限定された範囲にとどまらず、市民が暮らすまち全体の生活基盤の整備ととらえ、安全・安心で快適に暮らすことのできるまちづくりを進めていく必要があります。

これからの地域福祉推進のためには、地域住民と福祉を支える団体、組織、機関とが協働し地域の課題を発見・共有し、共に解決策を検討し、助け合う取組が必要です。

第3の基本視点では、高齢者、障がい者、子育て支援という福祉施策ばかりでなく、まちづくりや生涯学習といった施策も含めて、地域の視点からだれひとりとして見逃されることなく、誰もが安全に安心して暮らすために横断的な施策の展開ができる仕組み作りを取組んでいきます。

### 3 計画の基本目標

次の4つを基本目標に掲げ、推進していきます。

#### 基本目標1 安心して快適に暮らせる地域づくり

高齢者や高齢期のイメージは一昔前の「余生を送る」というものから、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、様々な形で社会的な活躍をする「活動的な世代」へと変わりつつあり、市内でも仕事を持ち、様々な活動を楽しみ、地域社会を支えている高齢者が増加しています。

平均寿命が延び「人生85年時代」を迎えつつある中、一人一人がその持てる力を十分に発揮し、夢と希望を抱きながら安心して暮らせる地域づくりが求められています。『安心して快適に暮らせる地域づくり』を高齢者の基本目標とし、様々な地域活動を展開していきます。

#### 基本目標2 やさしさにあふれ、共に生きる地域づくり

障がいのある人が、その個性や生き方に合った生活を主体的に選択し、自立した生活を地域で送ることができることを目指します。

障がいのある人もない人も、地域でごくあたりまえの生活が送れる社会を地域のみならず力を合わせて築き上げ「共に生きる地域」というノーマライゼーションの考え方と様々な課題や困難な状況に陥っている人たちに対して、地域全体が一体となって関わりを持ち、助け合い支え合っていけるような「やさしさにあふれる地域」というソーシャルインクルージョン※の考え方を基本目標としています。

『やさしさにあふれ、共に生きる地域づくり』を障がい者の基本目標とし、様々な地域活動を展開していきます。

※ソーシャルインクルージョン：社会的に弱い立場にある人々も社会の構成員として迎え入れるという考え方

### 基本目標 3 子どもの夢と笑顔を育む地域づくり

子どもは「未来の夢」、「次代への希望」であり、その育成は子どもを持つ家庭のみならず、社会全体にとっても重要な意味を持つことから、地域ぐるみで子育てを支援し、子どもの成長を見守っていくことが重要と感じています。次代を担う子どもたちの屈託のない笑顔や歓声は、人々の心にやさしさと元気を与えてくれます。

また、日々、新しい体験、出会いを通じて成長していく子どもたちの姿からは、明日に向けた夢と希望を見出すことができます。

『子どもの夢と笑顔を育む地域づくり』を子ども・青少年の基本目標とし、様々な地域活動を展開していきます。

### 基本目標 4 一人一人が大切にされ、ふれあいに満ちた地域づくり

すべての人が、尊重され、家庭や地域の中で安心して日常生活を営むためには、まず、地域そのものが健康でなければなりません。そして、そのためには、地域が一つの家族のように、思いやり、助け合い、励まし合っていける関係を築いていくことが重要です。

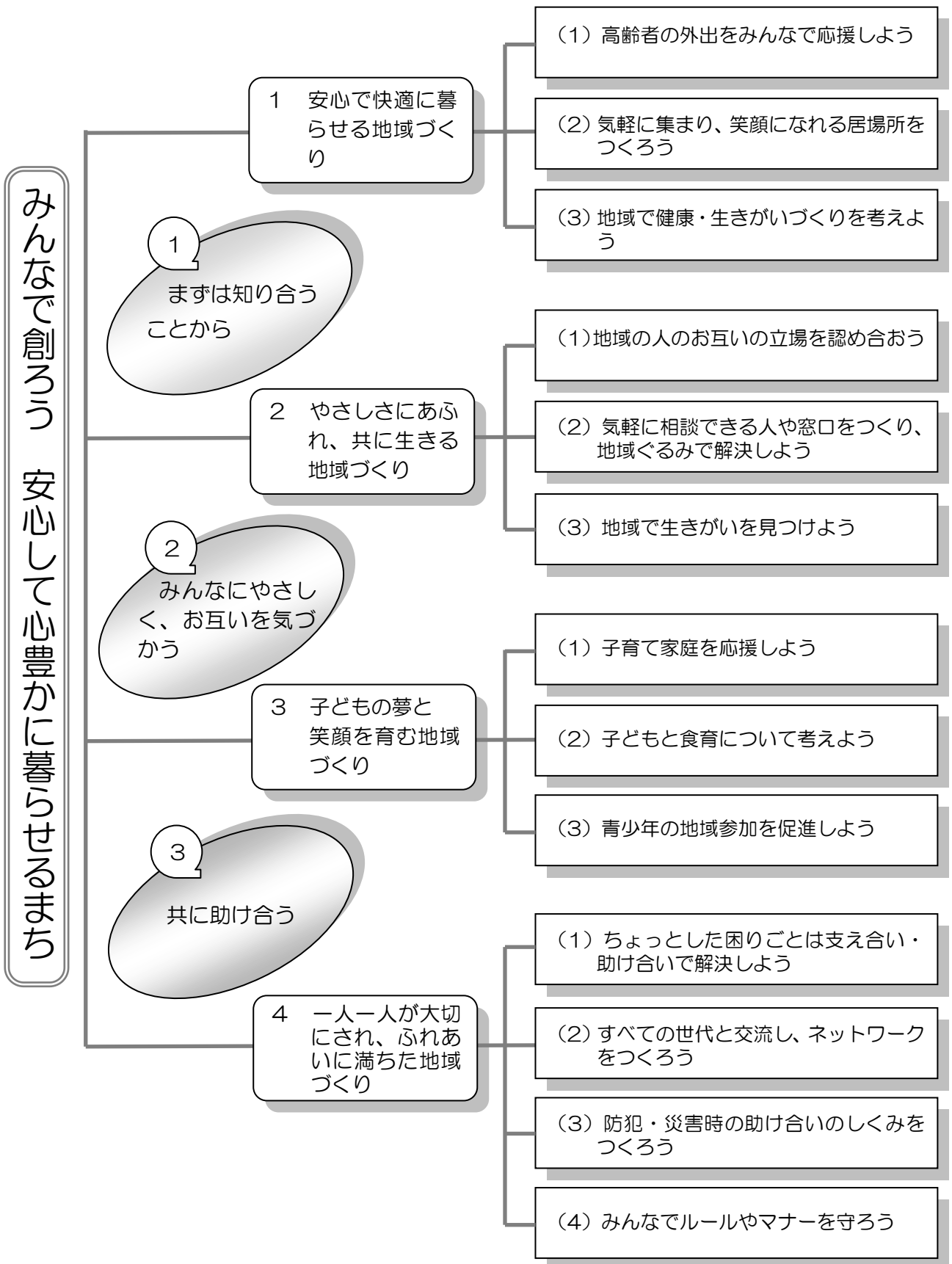
さらに、地域の若者や壮年の方々だけでなく、元気な高齢者の方も含め、支えが必要な高齢者や障がい者、子どもたちへの支援が期待されます。地域福祉計画はこうした支え合いが仕組みの柱ですが、それ以外でも、笑顔のあいさつ、声かけなど、住民の主体的な取組が求められています。

そうした願いを込めて、私たちが目指したい地域は、『一人一人が大切にされ、ふれあいに満ちた地域づくり』を地域の基本目標とし、様々な地域活動を展開していきます。

#### 4 施策の体系

《 基本理念 》 《 基本視点 》 《 基本目標 》

《 取組の柱 》



# 第5章

## 地域での取組



## 基本目標 1 安心して快適に暮らせる地域づくり

### 1 高齢者の外出をみんなで応援しよう

地域福祉を推進するにあたっては、介護環境など、支援が必要な方への対応はもちろんのこと、より多くの方々が、いきいきと暮らせる環境づくりにも配慮していくことが求められます。

そのような環境づくりの中でも大きなテーマとなるのが、移動・交通環境に関する問題です。高齢者の中には、自力で外出できない人たちもおり、閉じこもりや行動範囲が狭くなりがちです。また、そのような人にとって、買い物に出かけることや親戚や友達と会うために外出することは生きがいの一つです。

高齢者がイベント等へ参加するには送迎のことまで考える必要があります。日常生活を送る上で、移動は不可欠であり、円滑に移動できる交通環境の確保が望まれています。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・気軽に外出できるような温かい家族関係を築きます。
- ・近所にいる高齢者に気軽に声をかけます。
- ・ひとり暮らしになったときのために、日頃からの近所づきあいを心がけます。

#### 共 助

- ・地域でイベントを開催した時は、送迎まで考慮します。
- ・外出ボランティア等の講座を開催し、活動の輪を広げます。
- ・民生委員児童委員に協力して、高齢者の家庭を気づかい、日常的に声かけ等を行います。

#### 公 助

- ・移動手段のない高齢者の支援策を検討します。
- ・ガイドヘルパー※の育成・派遣に努めます。
- ・公共施設のバリアフリー※化に取り組んでいきます。

※ガイドヘルパー：主に視覚・知覚・全身性障がい者が生活上や社会参加のための外出をする際に、利便を図るために付き添いを専門に行うホームヘルパー

※バリアフリー：高齢者や障がい者が社会生活を営む上での支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除いていく取組



地域で交流を進めていくためには、地域住民の一人一人が、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要です。

行事の開催や相談ごとなど地域住民が交流できる広場、機会、空間などの居場所づくりを、施設という形態にとらわれず、創意工夫で実現していくことも大切です。

すなわち、話題があり集まる理由があれば、そこには様々な場ができます。集まるきっかけ・仕掛けを考え、実践していくというソフト面からの「場づくり」が大切になります。

あそこに行けばだれかがいて、悩み事を気軽に相談し合える場や世代間の交流ができる場など、「居場所づくり」は重要であり、こうした意向について、みんなで考え、実践していく必要があります。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・隣近所とのつきあいを良くして、お互いの家を訪問できるような機会をつくれます。
- ・公民館や地域活動の場に参加・協力します。
- ・自分から進んで近所づきあいをします。

#### 共 助

- ・気軽に集まれる機会をつくれます。
- ・引きこもりや閉じこもりにならないよう、誘い合ってえふれあいの場をつくれます。
- ・公民館等で日ごろの悩みを相談し合える環境をつくれます。

#### 公 助

- ・地域における居場所づくりの取組等を紹介します。
- ・官民で設置しているふれあいの居場所情報を提供します。
- ・公民館活動等への支援をします。

健康は、すべての人にとっての願いであり、本市のまちづくりにおいても大きなテーマの一つです。

しかしながら、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代社会では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。

福祉や医療など、いざというときの安全網、支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は自ら守り、つくるという自覚を持つことも大切です。

介護予防につながる健康づくり活動などへの関心の高まりを反映して、健康は地域で守るべきものであり、地域としてのかかわりが重要視されています。

生きがいを持っていきいきと暮らし、働くことが、地域の活力源となり、社会保障費の抑制にも結び付くこととなり、地域福祉を推進するためにも、こうした視点で取り組む必要があります。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・自分の健康は自分で守ります。
- ・スポーツ、余暇、休養、趣味などの日常生活に気を配ります。
- ・会話のある、笑顔の絶えない家庭をつくります。

#### 共 助

- ・ラジオ体操、スポーツレクリエーション、健康勉強会等を開催します。
- ・行政区やシニアクラブ等が中心となってスポーツ、花壇づくり等を行い、ふれあいながら心身の健康に努めます。
- ・公民館、サークル活動等で室内運動、ゲーム、合唱などを通して、楽しみながらの健康づくりを進めます。

#### 公 助

- ・健康づくりや生涯学習等の教室を引き続き実施していきます。
- ・健康づくり指導者の育成と事業の普及に努めます。
- ・生活習慣病の防止に向けた、バランスの良い食事、適度な運動等についての指導、PRを行っていきます。

## 基本目標2 やさしさにあふれ、共に生きる地域づくり

### 1 地域の人のお互いの立場を認め合おう

普段の生活に問題の少ない健常者にとってはあまり気にならないことであっても、障がい者などにとっては、生活の不便や孤独感など、様々な問題、悩みを抱えていることが少なくありません。

こうした意識の差は、時として互いの無関心につながり、お互いの気持ちがますます離れて行ってしまうことが心配されます。

障がい者などが、地域で共にいきいきと暮らすためには、相談体制の強化、交流の場の不足、根強い偏見、関連施設と社会とのつながりの無さなどを解消する必要があります。

障がいのある人の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、全ての市民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発が求められています。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・障がい者の視点に立って行動します。
- ・お互いを認め合い、協力して生活します。
- ・人としてお互いの人格を尊重し合います。

#### 共 助

- ・障がい者の見守りを行っていきます。
- ・障がい者、子ども、高齢者と交流を深め、理解に努めていきます。
- ・各団体の活動内容等を広報紙等でお知らせしていきます。

#### 公 助

- ・住民参加による地域福祉活動のソフト・ハード両面で拠点づくりを進めます。
- ・適切な情報を提供できる体制づくりに努めます。
- ・虐待情報があれば、関係機関で迅速に対応します。

私たち市民一人一人が、普段から気軽に相談できる人を身近に持つことや、何か困りごとがあったときに相談できる人や場所などを知っておくことは、生活の安全・安心を確保するための第一歩です。相談することそのものが、ストレスの発散、悩みの解消など効果をもたらす場合も多いものです。

いざというときの窓口など相談場所や機能がわかりづらく、障がい者などに対する専門的な情報相談窓口の充実を図る必要があります。

生活上の必要な情報は多岐にわたり、もしものときやあわてているときであればなおさら、円滑な相談が難しくなりがちです。身近な地域における相談者となる身体障害者相談員や知的障害者相談員、又は民生委員児童委員の活動支援や周知を図ることが求められています。

□地域が応援します

### 自 助

- ・ 行政区役員や民生委員児童委員との交流を持ちます。
- ・ いろいろな場を利用し、近所の人たちとコミュニケーションをとります。
- ・ 障がい者や高齢者と日常的に話し合うようにします。

### 共 助

- ・ 地域で困りごとが発生したら、みんなで解決するよう努力します。
- ・ 地域の民生委員児童委員の活動を支えます。
- ・ 地域の住民が、気軽に相談できる体制をつくります。

### 公 助

- ・ 困りごとや悩み、カウンセリングについての相談手順をわかりやすくパンフレットにして配布します。
- ・ 社会福祉協議会の事業内容を市民に周知し、活用されるように努めます。
- ・ 地域住民からの相談には、担当窓口で親切に対応します。

社会を構成するすべての人々が、自立と共生を目指す福祉についての理解を深めるとともに、障がい者自身も豊かな人生を送るための自主活動や学習の機会が必要です。

社会教育の機会が少ない障がい者に対して様々な関係機関が主催する情報を集め、障がい者団体の教育活動や文化活動に対し、地域で情報提供するなどの支援をすることが重要となっています。また、障がい者が積極的に活動に参加できるような内容、場所、時間などへの配慮も求められています。

生きがいづくりとは、保健・医療・福祉の範囲をも超える大きな課題であることから、市民の「生きがい」向上に向け、市（行政）各部門間の連携はもちろんのこと、市民や福祉事業者等とも協議、連携し「生きがいの持てる活動」を推進していく必要があります。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・障がい者に声をかけ地域活動への参加を呼びかけます。
- ・地域と障がい者との交流行事に参加します。
- ・ボランティア活動へ積極的に参加します。

#### 共 助

- ・障がい者団体が行う地域交流事業に対する支援を行います。
- ・障がい者の自主的な活動や社会参加に対するニーズを把握し、参加の機会を拡充します。
- ・障がい者が参加できるスポーツの普及やスポーツ大会を通じて生きがいづくりや交流活動を行います。

#### 公 助

- ・各種生涯学習講座・教室を開催し、生涯学習や地域活動に対する参加の機会を拡充します。
- ・障がい者の余暇活動支援及び地域啓発事業を充実させます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動に係る公共施設のバリアフリー化を図ります。

## 基本目標3 子どもの夢と笑顔を育む地域づくり

### 1 子育て家庭を応援しよう

少子化は、活力ある地域社会づくりにあたっての大きな課題です。非婚化、晩婚化や、就労環境が十分に整備されていないなどさまざまな要素が起因して、今後も少子化傾向が続くことが心配されています。

そうした中、子どもを産みたい、子育てをしたいという気運づくりをしていくことは国にとっても、地域社会にとっても、大変大きなテーマです。

地域におけるコミュニケーション不足から、子育てに関する様々な問題、悩みなどを気軽に話せる人が地域にいないとの意見が多くあがっており、子育てがもはや家庭の問題ではなく、地域社会全体で支えていくべきものであることが鮮明になっています。

本市では平成27年3月、「坂東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域住民、事業者、市（行政）などが、地域ぐるみで、子育て、次世代育成を考える取組を実施しています。少子化という大きな社会問題に対応するためには、地域における地道で幅広い取組が求められています。

#### □地域が応援します

##### 自 助

- ・子どもは地域の宝として、あいさつ、声かけなどに進んで取り組みます。
- ・子どもの登下校時にパトロール等の協力をし、子どもを見守ります。
- ・いじめのサインをみかけたら、家庭や学校に通報します。

##### 共 助

- ・地域全体で子どもを見守り育てる体制をつくります。
- ・身近な公民館等を利用して、保護者同士のふれあいを大切にします。
- ・いじめの早期発見のため、家庭・地域との連携を密にし、情報交換します。

##### 公 助

- ・子ども会活動などに関する情報提供を積極的に行います。
- ・地域の子どもたちを犯罪から守るための対策を講じます。
- ・行政区や学校、PTA等の組織としていじめの早期発見のポイントを啓発します。

手軽な食品、食材が様々に流通し、便利で豊かな食生活を享受できるようになった反面、朝食の欠食、不規則な食事、外食、弁当食の増加による野菜の摂取不足、脂質の過剰摂取など栄養の偏りといった問題を生み出し、これが肥満や生活習慣病の増加の要因となってきています。

子どもや若い世代に、朝食の欠食や不規則な食生活の問題点や、栄養のバランス、手作りの食事、食の安全性、食への感謝の気持ちなどを教える「食育」を行い、市民・地域が一丸となって協働しながら、元気な地域をつくっていくことが必要です。

また、乳幼児期、就学期など早い段階から早寝・早起きを実践し、規則正しい生活リズムの中でしっかり朝食をとるとともに、豊かな「食」を経験し、望ましい食生活の習慣化ができるよう、様々な体験機会の提供も求められています。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・子どもが、朝食を食べるようにします。
- ・“いただきます”の言葉の意味を大切にします（食事をつくってくれた人に感謝し、食材に感謝します）。
- ・1日3回規則正しい食事をとります。

#### 共 助

- ・勉強会等、食育についての知識を習得する場を設けます。
- ・家族や仲間、近所での楽しい食事を心がけます。
- ・食生活改善推進員等の協力で料理教室を実施します。

#### 公 助

- ・地域にある身近な施設等を利用して食の大切さを広めます。
- ・健康づくりのための食生活改善指導を充実します。
- ・食育の基本目標等のチラシを作成して住民に配布します。

社会環境や生活習慣の変化等に伴い、青少年の生活習慣病や体力の低下が指摘されており、加えて、インターネットや携帯電話の普及による対人関係の希薄化と、それによるコミュニケーション能力の低下、環境への不適應、相談相手の不在などにより、ストレスや悩みを抱え込んでいる青少年も増えていることが考えられます。

情報化の進展や日常生活圏域の拡大などにより、地域で暮らし活動する様々な人々とのかかわりの中で、青少年が人間性や社会性を育む機会や場が少なくなっており、青少年の地域への関心やかかわりは希薄になっている問題があります。

地域における青少年の活動の機会を拡充し、青少年が様々な人との交流や体験・経験を通じて自立性と社会性を育むことができるよう、様々な主体が連携を図りながら本市の豊かな社会資源を生かした活動の場や機会の創出が求められています。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・青少年が地域の行事に参加できる場面をつくれます。
- ・家庭での子どもとの会話、だんらんの場をつくれます。
- ・近所でのあいさつを心がけます。

#### 共 助

- ・青少年の「地域の役割」を明確にし、その機会を提供します。
- ・青少年のボランティア活動を支援します。
- ・青少年を非行・犯罪から見守ります。

#### 公 助

- ・青少年リーダーを育成します。
- ・青少年活動や居場所づくりを検討します。
- ・青少年のボランティア活動を支援します。



## 基本目標4 一人一人が大切にされ、ふれあいに満ちた地域づくり

### 1 ちょっとした困りごとは支え合い、助け合いで解決しよう

地域社会は、家族や家庭の次に、地域における基本的なまとまり、つながりとなる単位です。地域で共に暮らす者同士、日ごろから連携・連絡などを保つことが必要ですが、核家族化、ひとり暮らし世帯の増加などにより、まとまり・つながりを維持していくことが難しい時代になって来ています。

隣近所の気軽な助け合い、日常的な安否確認、見守りなど、昔であれば比較的容易に行われていた日常的なまとまり・つながりがなくなりつつありますが、そのような機能や役割は重要です。

しかしながら個人情報の保護に配慮することによって、情報の共有など、支え合いの基盤を維持することも難しくなっています。

このように、生活様式が多様化し、地域社会の役割を維持・充実させていくことが難しい時代であっても、住民一人一人の持つ温かい心が重なり合い、広がるよう、地域での支え合い・助け合いの仕組み作りに取り組んでいく必要があります。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・隣近所とのあいさつ、声かけなど普段からのつきあいを大切にします。
- ・困っている人を見たら、声をかけて相談に乗ってあげます。
- ・家族のきずなを大切にします。

#### 共 助

- ・社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政区がそれぞれの連携を高めます。
- ・生活課題については、行政区等で話し合い、解決に努めます。
- ・楽しい行事を地域で実施し、お互いの交流を深めます。

#### 公 助

- ・相談機関についての情報を市民にきちんと伝えます。
- ・助け合いの精神の意識啓発に努めます。
- ・困りごと相談所の充実を図ります。

地域福祉や支え合い・助け合いという言葉は、決して強制されるものではなく、市民一人一人の心が源となって広がっていくべきものです。目指す方向性は緩やかに共生しながらも、一人一人が自らの目線で地域社会の一員として、楽しく、いきいきと、生きがいを持って暮らしていくことが大切です。

その意味では、福祉や助け合いといった視点にとどまらず、地域における楽しみや生きがいの機会そのものを増やしていく、という発想がより重視されるべきであり、交流が活発に行われ、人と地域社会がつながることが、お互いを知り、思いやりの心を持つための第一歩になると考えられます。

何かを始めるきっかけは、ふれあうこと、そんな気軽な動機、きっかけが多くある地域社会を目指していくことが大切です。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・世代の違う人たちに自分から話しかけます。
- ・保育園（所）、学校等の運動会、その他の行事に参加して交流を深めます。
- ・地域の人たちとふれあえるボランティア活動等に参加します。

#### 共 助

- ・あらゆる世代と交流が図れる行事を開催します。
- ・地域住民との触れ合いを大切にします。
- ・中・高生のボランティアによる世代間交流を図ります。

#### 公 助

- ・行政区等の活動を積極的に支援します。
- ・地域の団体と連携を図り、活動に協力をします。
- ・地域活動の取組状況を地域の人たちに紹介していきます。

近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。

災害時要援護者といわれる高齢者、障がい者、子どもなどは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした人の視点での対策もまた、急務となっています。

自然災害発生時の避難場所や経路など、防災対策を万全にする必要があり、高齢者、障がい者、子どもなどにとっては、連絡・通信手段の確保に関する不安や犯罪に巻き込まれないよう防犯に対する情報提供も重要という意見がありました。

日ごろから地域で健常者と要援護者を包括した防犯・防災対策について、十分に検討しておく必要があり、地域社会の連帯意識が高まることで防犯・災害時に迅速に対応できるなどの効果が期待されます。

□地域が応援します

#### 自 助

- ・万一来ての準備を心がけておきます。
- ・家族で緊急時の対策を話し合います。
- ・日ごろから、隣近所と災害時の話し合いをします。

#### 共 助

- ・行政区ごとに緊急連絡網などの情報共有や伝達手段をつくれます。
- ・地域の防犯、防災意識を高め、対策を促進します。
- ・行政区、民生委員児童委員、自主防災組織等が協力して要援護者に支援の体制をつくれます。

#### 公 助

- ・防犯、災害情報の的確な提供に努めます。
- ・消防団、行政区、ボランティア等による支援体制を整備します。
- ・避難支援「個別」プランをつくり、高齢者や障がい者等の支援を必要とする人の定期的確認を行います。

## 4 みんなでルールやマナーを守ろう

ふれあい、交流、健康づくりなど、地域における日々の暮らしを営むにあたっては、地域住民はルールやマナーを意識して行動することが大切です。

以前のような地域の人々のつながりが強い時代であれば、日常的なふれあいや交流を通じ、自然にルールやマナーを学んでいく機会もありました。しかし、現在では、ルールやマナーの存在と内容を理解した上で行動し、自らの意思で積極的に取り組んでいく姿勢が望まれます。

地域福祉の推進によって互いのきずなが深まり、ルールやマナーへの理解も高まることが期待されます。ルールやマナーとは、私たち一人一人の心にしっかりと根ざしてこそ初めてその価値が生きるものなのです。互いのきずなが深まることで、自分たちの地域をよくしようという意欲が自然とわき上がってくるものです。

ごみの出し方や路上駐車など、様々なルールやマナーの問題を指摘する意見があがりました。まちを美しく、迷惑をかけないなど、あたりまえの目標を達成するために、ルールやマナーの徹底に向けた取組を進める必要があります。

□地域が応援します

### 自 助

- ・ルールやマナーは自分から率先して守ります。
- ・ルールやマナーを家庭で見につけるように話し合います。
- ・ルールやマナーを守らない人には守るように声をかけます。

### 共 助

- ・ゴミ集積所の整理整とんを利用者間でしっかりやります。
- ・地域の作業にみんなが出られるよう工夫し、広報活動を行います。
- ・地域において、みんながルールやマナーを守れるようにするため、理解を促進し、徹底を図るための活動を行います。

### 公 助

- ・ルールやマナーに対する理解の促進や徹底を図るため、看板を設置し、PR 活動を行います。
- ・ルールやマナーが身につけられるような講座を各地域で開催します。
- ・様々な機会にルールやマナーの遵守についてPR します。



# 資料編



## 1 社会福祉の沿革

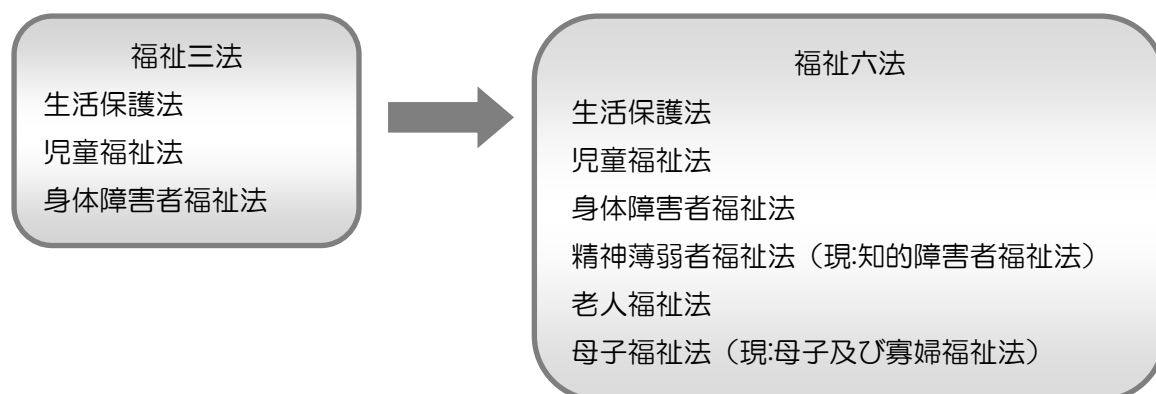
### 1-1 「福祉三法」から「福祉六法」へ

昭和30年代に入って、高度経済成長のもとに、新たに3つの法律が整備され、「福祉三法」から「福祉六法」体制が確立します。「福祉六法」＝「生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（現：知的障害者福祉法）、老人福祉法、母子福祉法（現：母子及び寡婦福祉法）」は、社会福祉に関する基本的な法律として、現在まで継続しています。

- ◎1960年（昭和35年） 精神薄弱者福祉法
- ◎1963年（昭和38年） 老人福祉法
- ◎1964年（昭和39年） 母子福祉法（現：母子及び寡婦福祉法）

「福祉六法」に基づく各種福祉サービスは、そのほとんどが「措置制度（サービスが行政処分である措置行為により決定される仕組み）」のもとに実施されました。また、高度経済成長を背景にした、社会福祉施設の整備・拡充という流れの中で、「施設福祉」を中心にして展開していきました。

図表 38 福祉三法から福祉六法へ





### 1-2 「経済成長優先」から「福祉優先」へ

昭和40年代に入ると、経済成長を背景に、無料・低額のサービスがますます拡大します。特に、1973年（昭和48年）は「福祉元年」といわれました。

- ◎1971年（昭和46年） 児童手当法
- ◎1973年（昭和48年）
  - 老人医療費支給制度の創設
  - 70歳以上の医療費の無料化
  - 医療保険の家族給付の引上げ 5割→7割（自己負担3割）
  - 国民年金の水準を2.5倍に

しかし、「福祉元年といわれたのも束の間、同年暮れに第4次中東戦争によるオイルショックが発生すると、一転して拡大化した社会福祉施策は見直しを迫られることになりました。

### 1-3 「福祉」の見直しが政策課題へ

高度経済成長の一方で、社会の仕組みは大きく変動しました。こうした社会環境の変化によって、福祉の見直しが政策課題となりました。

- ◎都市化（都市の過密化）
- ◎過疎化
- ◎核家族化
- ◎家庭や地域での相互扶助力の低下
- ◎少子・高齢化

### 1-4 「高齢化社会」から「高齢社会」へ

これらのうち、特に高齢化に注目してみましょう。よく、「高齢化社会」とか「高齢社会」という言葉を耳にしますが、これは、国際連合で定義されている世界共通のルールです。

「高齢化社会」つまり高齢化しつつある社会から、本当の「高齢社会」になるまでは、長い年月がかかるのが一般的です。そうであれば、ゆっくりと理想的な福祉を作り上げていくことができるでしょう。

次の図表39で確認できますが、高齢化社会から高齢社会までのスピードについては、フランスでは130年、スウェーデンでは85年、イギリス・ドイツでは45年かかっています。アメリカはまだ高齢社会へと進行中で、予測では70年かかるとされています。それが日本では24年しかかかっていません。

この時間的余裕のなさが、ヨーロッパの高齢化福祉対策は進んでいるのに、日本が遅れているといわれる大きな要因なのかもしれません。

## ■高齢化のスピードの国際比較

図表 39 欧米各国との高齢化の比較

国名	65歳以上の人口割合		7%から14%への期間
	7%到達年	14%到達年	
日本	1970（昭和45）年	1994（平成6）年	24年
イギリス	1930年	1975年	45年
ドイツ	1930年	1975年	45年
アメリカ	1945年	2015年	70年
スウェーデン	1890年	1975年	85年
フランス	1865年	1995年	130年

このように人口の高齢化が進む中であって、かつてのように無料・低額サービスを続けることは、財政的に厳しい状況となりました。

そのため、40歳以上の予防的な保健医療を盛り込んだ老人保健法などが制定されました。

◎1982年（昭和57年）「老人保健法」

→高齢者の医療費の一部負担

◎家庭奉仕員派遣事業の所得制限の撤廃

→費用負担制度の実施

◎1984年（昭和59年）「社会福祉・医療事業団法」

（現：独立行政法人福祉医療機構法）

→福祉貸付事業、医療貸付事業、経営診断・指導事業

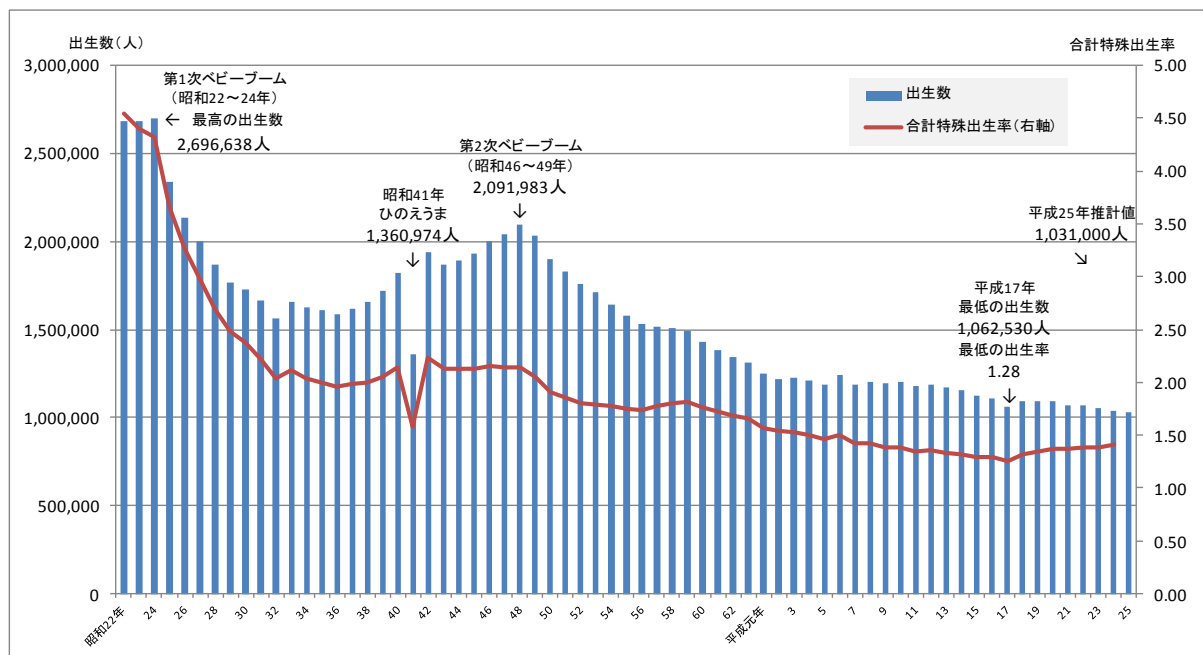
### 1-5 「出生率」の低下

高齢化が進んでいく要因として、医学の進歩などによって平均寿命が延びたことは当然のことですが、日本の高齢化のスピードが著しく早いのは、ベビーブーム以降の極端な出生率の低下があったからです。

第一次ベビーブーム（昭和22年～24年）以降、多産から少産へと出生率が激減します。その後、いったん回復の兆しを見せますが、第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）の翌年以降、出生率はまたもや下降します。

しかも、昭和60年以降はさらにその傾向が顕著で、昭和41年のひのえうまの出生数を下回り、現在もその傾向は続いています。

図表 40 昭和～平成期の出生率と合計特殊出生率の推移



1-6 「平成の福祉改革」へ

社会福祉六法は、いずれも日本が高齢化社会になった 1970 年（昭和 45 年）より前に制定されたもので、新しい社会福祉問題に対応できない部分が次第に明らかになっていきました。

そして、国の福祉関係三審議会合同企画分科会（中央社会福祉審議会、中央児童福祉審議会、身体障害者福祉審議会）から厚生大臣へ、「今後の 21 世紀にふさわしい社会福祉のあり方」について、次の観点から意見具申されました。

また、本格的な高齢化社会に伴う福祉需要の増大・多様化にこたえるために、厚生・大蔵・自治の 3 大臣の合意によって 7 つの重点事項からなる、「高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（ゴールドプラン）」がまとめられました。

この内容は、特別養護老人ホームや居宅介護（ホームヘルプ）サービスをはじめとする各種サービスについて、それぞれ整備目標を示して計画化するという、我が国の福祉政策上、画期的なものでした。

◎1989 年（平成元年）

■今後の 21 世紀にふさわしい社会福祉のあり方

- ①市町村の役割重視
- ②在宅福祉の充実
- ③民間福祉サービスの健全育成
- ④福祉と保健・医療の連携強化・総合化
- ⑤福祉の担い手の要請と確保

## ⑥サービスの総合化・効率化を推進するための福祉情報体制の整備

### ■高齢者保健福祉推進 10 か年戦略

(ゴールドプラン)

- ①市町村における在宅福祉対策の緊急整備（在宅福祉推進 10 か年事業）
- ②「ねたきり老人ゼロ作戦」の展開
- ③在宅福祉充実のための「長寿福祉募金」の設置
- ④施設の緊急整備（施設対策推進 10 か年事業）
- ⑤高齢者の生きがい対策の推進
- ⑥長寿科学研究推進 10 か年事業
- ⑦高齢者のための総合的な福祉施設整備

## 1-7 「社会福祉関係八法」の改正

また、1990年（平成2年）には、本格的な高齢社会の到来に対応するため、「ノーマライゼーション」の理念を念頭において、社会福祉に関する8つの法律が改正されました。

このとき、高齢者福祉サービスや身体障害者福祉サービスなどについて、都道府県から市町村へと権限が大幅に移譲され、在宅福祉サービスと施設サービスの両方について住民に最も身近な市町村で、きめ細かく総合的に提供する仕組みがつけられました。

なお、社会福祉八法という定義はなく、あくまでも、このときに改正された社会福祉関係の法律が、次の8法だったということです。

◎1990年（平成2年）

### ■社会福祉関係八法の改正

- ・児童福祉法
- ・身体障害者福祉法
- ・精神薄弱者福祉法（現:知的障害者福祉法）
- ・老人福祉法
- ・母子及び寡婦福祉法
- ・社会福祉事業法
- ・老人保健法
- ・社会福祉・医療事業団法（現:独立行政法人福祉医療機構法）

図表 41 社会福祉八法の改正について

●社会福祉関係八法の改正のポイント

- ①在宅福祉サービスの位置づけの明確化
- ②在宅福祉サービスの支援体制の明確化
- ③在宅福祉サービスと施設福祉サービスの市町村への一元化
- ④「ゴールドプラン」推進のため、全国の市町村と都道府県に、平成5年度中の「老人保健福祉計画」の策定を義務づけ

1-8 「福祉3プラン」の策定へ

厚生大臣の私的懇談会である、高齢者社会福祉ビジョン懇談会が、少子・高齢社会に向けた「21世紀福祉ビジョン、少子・高齢社会に向けて」を報告しました。

◎1994年（平成6年）

■「21世紀福祉ビジョン、少子・高齢社会に向けて」のポイント

- ①公正・公平・効率性の確保
- ②年金・医療・福祉のバランスの取れた社会保障の給付構造の実現
- ③雇用政策、住宅政策、教育政策等関連施策の充実・連携強化
- ④自助、共助、公助の重層的な地域福祉システムの構築
- ⑤社会保障の安定財源の確保

■ゴールドプラン

全国で策定された「老人保健福祉計画」において、「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を大幅に上回る高齢者保健福祉サービスの必要性が明らかになったことや、「21世紀福祉ビジョン、少子・高齢社会に向けて」の報告を受けて、1994年（平成6年）、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により「高齢者福祉推進10か年計画の見直しについて（新ゴールドプラン）」が策定されました。

●その後の主な動き

1999年（平成11年）に、「新ゴールドプラン」の終了と介護保険制度の導入という状況に対応するため、「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」が策定されています。

◎2009年（平成21年）

■坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

## ■エンゼルプラン

また、同じく 1994 年（平成 6 年）には、文部・厚生・労働・建設の 4 大臣の合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定されるとともに、その中でも、特に緊急に実施する必要がある事業について、大蔵・厚生・自治の 3 大臣合意により「緊急保育対策等 5 か年計画」が策定されました。

### ●その後の主な動き

このような取組にも関わらず、少子化がますます進行したため、1999 年（平成 11 年）に「少子化対策推進基本方針」が決定し、これを受けて、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 大臣の合意により、同年、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定されています。

さらには、「新エンゼルプラン」は、2004 年（平成 16 年）までの 5 か年計画でしたが、少子化対策を一層推進するため、2002 年（平成 14 年）には、「少子化対策プラスワン」が取りまとめられています。

また、2003 年（平成 15 年）に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、各自治体と従業員が 300 人を超える企業に、今後 10 年間の行動計画の策定が義務づけられています。

◎2010 年（平成 22 年）3 月

### ■「坂東市次世代育成支援行動計画」（後期）の策定

## ■障害者プラン

障害者施策については、1993 年（平成 5 年）に、「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、「障害者基本法」が制定（「心身障害者対策基本法」を改正）されるとともに、1995 年（平成 7 年）には、19 省庁からなる障害者対策推進本部により、「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年戦略）」が策定されました。

### ●その後の主な動き

2001 年（平成 13 年）の WHO（世界保健機構）総会において、1980 年（昭和 55 年）に発表された「国際障害分類」が 21 年ぶりに改訂され、「生活機能と障害の国際分類」（ICF）として、障がいをプラス又は中立的な考えでとらえることとなりました。

また、2002 年度（平成 14 年度）には、「障害者基本計画（障害者対策に関する新長期計画）」及び「障害者プラン」が最終年度を迎えることから、2003 年度（平成 15 年度）を初年度とする「新障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」が、2002 年（平成 14 年）12 月に策定されました。

茨城県では、平成 15 年 3 月に「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、平成 19 年には「茨城県障害福祉計画」を策定しました。

◎2009年（平成21年）3月

■「第2期坂東市障害福祉計画」の策定

## 1-9 「社会福祉基礎構造改革」

社会全体における構造改革の流れの中、社会福祉の分野では、中央社会福祉審議会の社会福祉構造改革分科会において、戦後の福祉の歴史上はじめて、大幅な構造改革の議論がはじまりました。

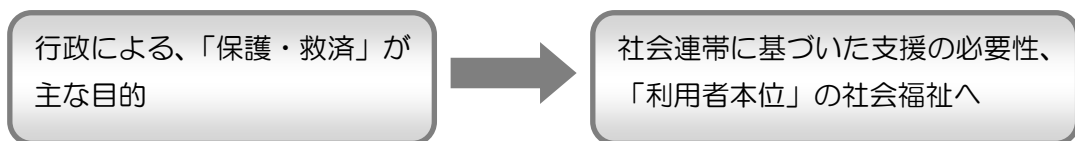
◎1997年（平成9年）

■社会福祉基礎構造改革の検討がスタート

◆戦後の復興期に、貧困者、戦争による身体障がい者、戦災孤児等が急増

◆生活水準の向上、少子・高齢化の進展などの社会環境の変化

図表 42



◎1998年（平成10年）

■社会福祉基礎構造改革の中間まとめ

改革の理念…「これからの社会福祉の目的は、従来のように限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活を送っていただけるように自立を支援すること」

■社会福祉基礎構造改革の基本的方向

- ①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ②個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- ③幅広い需要にこたえる多様な主体の参入促進
- ④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- ⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保
- ⑥増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

◎2000年（平成12年）

■社会福祉事業法の改正

社会福祉基礎構造改革のうち、最も注目しなければならないのが、「社会福祉事業法」から「社会福祉法」への改正です。法律の名称から「事業」という文言がとれ、目的条

文そのものが大きく見直されました。

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### 1-10 「社会福祉法への改正」のポイント

利用者が自ら福祉サービスを選択し、自立した生活を営むためには、多様なサービスが、利用者の意向に即して総合的に提供されていることが不可欠となります。

しかし、従来の「措置制度」のもとでは、福祉サービスの利用者と提供者の間に直接の契約関係がなく、サービスの内容は、措置権者である行政により決められていたため、利用者の意向を反映した福祉サービスの選択は保障されていませんでした。

そのため、「選択・利用制度」を導入することによって、利用者の選択を保障する仕組みを整備することになりました。

代表的な例として、2000年（平成12年）に始まった「介護保険制度」があげられます。介護保険制度では、利用者の選択権、自己決定権が尊重されています。

また、2003年（平成15年）からは、障がい者福祉の分野でも、利用者主体の「支援費制度」が始まり、平成17年には「障害者自立支援法」が制定されました。

これらの制度は、福祉サービスの利用の仕組みに、「契約」の概念を取り入れることで、消費の仕組みに近付けること、また、「選択」の概念を取り入れることで、競争原理を働かせることなどによって、利用者サービス提供者との間に、「対等な関係」を確立することを目指しているのです。

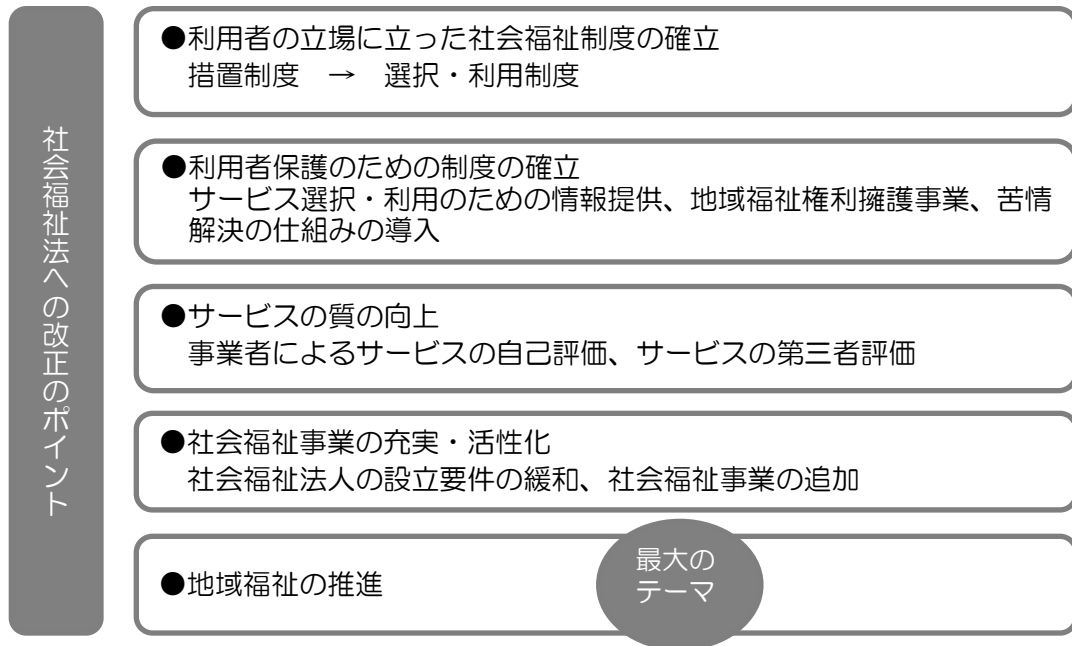
しかし、こうした改革には多少の心配も伴います。住民一人一人の自己責任が今まで以上に大きく問われるようになったということです。

全ての社会福祉サービスを必要としている人が「契約」の方法になじむかどうかが心配されますし、「対等な関係」が成立しないような何らかの不自由さを赤変えている場合も少なくありません。

こうしたことにも配慮して、社会福祉事業法から社会福祉法への改正があったといえます。



図表 43 社会福祉事業法から社会福祉法への改正のポイント



1-11 「ボランティア・NPO」などの市民活動の広がり

■社会全体が「地域福祉の推進を要請」

阪神・淡路大震災が起こった 1995 年（平成 7 年）を契機として、ボランティア・NPO などの市民活動が飛躍的な広がりを見せてきました。NPO（Non-Profit Organization）は、民間非営利活動組織の総称です。

利益拡大のためではなく、使命（ミッション）の実現のために、自発的に活動するという、ボランティア・NPO などの市民活動を抜きにしては、地域福祉は成り立たないといわれるほど、その役割に大きな注目が集まっています

図表 44 「ボランティア」の語源・理念

◆ボランティアの語源

もともとは、ラテン語「voluntas」で「自由意思」という意味。英語「volunteer」には、「志願兵、有志」という意味のほかにも、「～を進んで提供する」「進んで～をする」という意味があります。

◆ボランティアの理念

**自発性・自主性**：周りの人から強制されるのではなく、自分の考えで積極的に行動すること  
**無償性・無給性**：お金や利益を求める活動ではなく、お金では得られない出会いや感動、喜びを得る活動  
**社会性・連帯性**：だれもが幸せに暮らしていけるように、みんなで協力し支え合い、学び合う活動  
**創造性・先駆性**：今、社会で何が求められているのかを考えながら、よりよい社会を自分たちの手でつくる活動

## 1-12 「新しい生活課題」の出現

その一方で、住民の抱える生活不安やストレスも多様化・増大しています。中高年のリストラ、ホームレス、引きこもり、ドメスティックバイオレンス（DV：家庭内での暴力）、児童や高齢者への虐待、深刻化する少年犯罪など数え上げればキリがないほどです。

このようにして、社会が大きく変動する中で、住民が抱える生活課題は多種多様化し、さらに変化していくことも予想されます。

こうした課題の解決には、行政の取組だけでなく、ボランティア・NPOなどの市民活動、企業・事業所の社会的貢献などはもちろん、地域の中での支え合い・助け合い・さらには市民一人一人の自覚と責任・自助努力も欠かすことはできません。

当面、右肩上がりの経済成長は難しいという現状をしっかりと認識し、これからますます進行する少子・高齢社会を見据えて、「行政」と「地域」と「市民一人一人」の力の結集によって、「支え合いの社会」が育まれることが求められています。

社会福祉をただ単に、特定の人への公費の投入と考えるのではなく、むしろ地域の課題を共有し、その解決に向けた取組によって地域を活性化させていくもの、というように積極的な視点でとらえることが重要です。

こうした機運の高まりを切り開くのが「地域福祉」の推進であり、「福祉」＝「しあわせ」の観点から、「住民自治の確立への営み」へとつながることが期待されています。

《参考》

○社会福祉法

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(社会福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の増進に努めなければならない。

第 10 章 地域福祉の推進

第 1 節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 2 坂東市の社会資源

### □高齢者にかかわる施設等

施設名・住所・電話番号	サービスの内容等	地区
市地域包括支援センター 山 2721 ☎0280-82-1284	指定居宅介護予防支援	逆井山地区
市南部地域包括支援センターハートフル広侗 小山 258 ☎0297-38-2161	指定居宅介護予防支援	中川地区
特別養護老人ホーム長寿の里 中里 1213 ☎0297-36-8080	居宅介護支援 通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設	七郷地区
特別養護老人ホームハートフル広侗 小山 258 ☎0297-38-1111	居宅介護支援 通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設	中川地区
岩井農協居宅介護支援事業所 岩井 2229 ☎0297-47-4777	居宅介護支援 訪問介護	岩井地区
有限会社なかよし 小山 1640 ☎0297-38-1883	居宅介護支援 訪問介護	中川地区
いしつか薬局 岩井 3292-18 ☎0297-36-0515	居宅介護支援	岩井地区
スガヌマ介護支援センター 岩井 4443 ☎0297-35-0003	居宅介護支援	岩井地区
介護老人保健施設寿桂苑 沓掛 4527-1 ☎0297-44-2345	居宅介護支援 通所リハビリ 短期入所生活介護 介護老人福祉施設	沓掛内野山地区
市社会福祉協議会（支所） 山 2721 ☎0280-88-1000	居宅介護支援 通所介護	逆井山地区
特別養護老人ホーム延寿館 長須 1188-2 ☎0297-35-3715	介護老人福祉施設 居宅介護支援 短期入所生活介護 通所介護	長須地区
わかなケアサービス 寺久 107-3 ☎0297-20-9570	居宅介護支援 通所介護	七重地区
デイサービス大空 猫実 796-1 ☎0297-38-6855	居宅介護支援 通所介護	神大実地区
市社会福祉協議会（本所）	訪問介護	岩井地区

辺田 48 ☎0297-35-4811	居宅介護支援 通所支援	
居宅介護支援事業所すまいる 岩井 4278-3 ☎0297-36-1149	通所介護 居宅介護支援	岩井地区
さくら・介護ステーションタイヨー岩井 岩井 4527 ☎0297-34-1327	訪問介護	岩井地区
ホームサポートみゆうじえん 辺田 954-8 ☎0297-35-1149	訪問介護	岩井地区
特別養護老人ホーム恵愛荘 沓掛 337 ☎0297-44-3320	通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設 居宅介護支援	沓掛内野山地区
デイサービスセンター麗翠堂岩井 矢作 291-2 ☎0297-38-0777	通所介護 居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護	七郷地区
さくらデイサービス坂東 大口 2830-5 ☎0297-39-2885	通所介護	神大実地区
あずみ苑岩井 岩井 1823-1 ☎0297-20-8115	通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援	岩井地区
デイサービスセンターひかりの畑 駒踧 940-3 ☎0297-34-3760	居宅介護支援 通所介護	七重地区
きぬ医師会訪問介護ステーションいわい 岩井 4421-6 ☎0297-47-4800	訪問入浴介護 訪問看護	岩井地区
訪問看護ステーション愛心会 沓掛 411 ☎0297-30-3355	訪問看護	沓掛内野山地区
介護老人保健施設きねぶち 長谷 989-5 ☎0297-47-3333	通所リハビリ 短期入所療養介護 介護老人保健施設	中川地区
介護支援センターあさひ 幸田 367 ☎0297-47-3533	訪問介護	弓馬田地区
グループホーム北向内荘 生子 1609-8 ☎0280-82-1155	居宅介護支援 通所介護 認知症対応型共同生活介護	生子菅地域
グループホーム想想 岩井 2039 ☎0297-47-5155	通所介護 認知症対応型共同生活介護	岩井地区
グループホームバンヤンツリー岩井 岩井 5200-29 ☎0297-34-3738	認知症対応型共同生活介護	岩井地区
グループホームなかよし	認知症対応型共同生活介護	中川地区

小山 2131-5 ☎0297-38-1883		
せいかつ創造社 長須 918-1 ☎0297-35-7926	特定福祉用具販売	長須地区

□障がい者にかかわる施設等

施設名・住所・電話番号	サービスの内容等	地区
慈光良児園・慈光青年寮・慈光ホーム 障害者就業・生活支援センター 生子 1617 ☎0280-88-0301	生活介護 施設入所支援 共同生活介護 (CH) 短期入所 日中一時支援 就労移行支援 就労継続支援 (B型) 生活支援等事業	生子菅地区
暁厚生園 沓掛 334 ☎0297-44-0022	生活介護 施設入所支援	沓掛内野山地区
オーロラ 沓掛 1805-1 ☎0297-44-0722	生活介護 就労移行支援 就労継続支援 B 型 日中一時支援	沓掛内野山地区
生活訓練施設吉泉苑 沓掛 421-9 ☎0297-44-3880	自立支援 (生活訓練) 就労継続支援 B 型 日中一時支援	沓掛内野山地区
ライフヘルプセンター昇祐会 沓掛 4342-1 ☎0297-30-3322	居宅介護 移動支援	沓掛内野山地区
グループホーム春詠 (しゅんえい) 沓掛 4342-1 ☎0297-30-3322	グループホーム (精神)	沓掛内野山地区
グループホーム山遥 (さんよう) 沓掛 4342-1 ☎0297-30-3322	グループホーム (精神)	沓掛内野山地区
グループホーム青杜 (しゅうと) 沓掛 4342-1 ☎0297-30-3322	グループホーム (精神)	沓掛内野山地区
グループホーム親和 (しんわ) 沓掛 4342-1 ☎0297-30-3322	グループホーム (精神)	沓掛内野山地区
グループホーム圭史 (けいし) 沓掛 4342-1 ☎0297-30-3322	グループホーム (精神)	沓掛内野山地区
グループホーム宏心 (こうしん) 沓掛 4342-1 ☎0297-30-3322	グループホーム (精神)	沓掛内野山地区
丸太 沓掛 5761-10 ☎0297-44-2116	生活介護 日中一時支援	沓掛内野山地区
マルタホーム	グループホーム (知的)	沓掛内野山地区

沓掛 5761-10 ☎0297-44-2116		
もみじ寮 沓掛 4947-2 ☎0297-44-0022（暁厚生園内）	グループホーム（知的）	沓掛内野山地区
市社会福祉協議会ヘルパーステーション 岩井 4413-1 ☎0297-35-4811	居宅会議	岩井地区
エフピコ愛パック（株）茨城工場 沓掛 1165-17 ☎0297-30-3552	就労継続支援 A 型	沓掛内野山地区
しずかの創造苑 神田山 2208 ☎0297-35-6311	就労移行支援 就労継続支援 B 型 日中一時支援	神大実地区
めふきの苑 長谷 3134 ☎0297-35-7111	旧法知的更生入所 短期入所 日中一時支援	中川地区
介護支援センターすまいる 岩井 4278-3 ☎0297-36-7788	居宅介護	岩井地区
地域活動支援センター煌（きらめき） 沓掛 411-1 ☎0297-30-3071	地域活動支援 相談支援（精神）	沓掛内野山地区
地域活動支援センターはあとぼっぼ 岩井 4411 ☎0297-36-2900	障害者共同作業（精神）	岩井地区
地域活動支援センターそよかぜ 山 2721 ☎0280-88-1000	障害者福祉ワークス （身障・知的）	逆井山地区
岩井福祉センター夢積館 辺田 48 ☎0297-36-1901	障害者デイサービス	岩井地区
猿島福祉センターほほえみ 山 2721 ☎0280-88-1000	障害者デイサービス	逆井山地区

□児童にかかわる施設等

施設名・住所・電話番号	設置主体・定員	地区
辺田保育所 辺田 1075-19 ☎0297-35-5517	設置主体：市 定員：120人	岩井地区
中根保育所 岩井 1353 ☎0297-35-5005	設置主体：市 定員：120人	岩井地区
岩井保育園 岩井 2720-8 ☎0297-35-1555	設置主体：社会福祉法人 美育福祉会 定員：120人	岩井地区
すすのき保育園 長須 3746 ☎0297-35-4501	設置主体：社会福祉法人 長須福祉会 定員：90人	長須地区
あかつき保育園 大谷口 1037 ☎0297-38-0101	設置主体：社会福祉法人 寿福祉会 定員：120人	七郷地区
小山保育園 小山 123 ☎0297-38-1171	設置主体：社会福祉法人 中川福祉会 定員：150人	中川地区
さしま保育園 生子 2220 ☎0280-88-7505	設置主体：社会福祉法人 慈光学園 定員：90人	生子菅地区
若草明德保育園 逆井 3503-14 ☎0280-88-8000	設置主体：社会福祉法人 さしま福祉会 定員：120人	逆井山地区
サンキッズいわい保育園 岩井 4678-3 ☎0297-44-5455	設置主体：学校法人 大楽時学園 定員：30人	岩井地区
あひるクラブ (放課後児童クラブ) 岩井 2029-1 ☎(問合せ先) 子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：岩井第一小 1階教室 定員：60人	岩井第一小
ニコニコクラブ 1 (放課後児童クラブ) 辺田 1172-7 ☎(問合せ先) 子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：岩井第二小 1階教室 定員：30人(1年生)	岩井第二小
ニコニコクラブ 2 (放課後児童クラブ) 岩井 4326-1 ☎(問合せ先) 子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：岩井第二小 1階教室 定員：60人(2・3年生)	岩井第二小
元気クラブ (放課後児童クラブ) 馬立 30-1	開設場所：弓馬田小 1階 相談室・資料室 定員：30人	弓馬田小



☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121		
なつめっ子クラブ （放課後児童クラブ） 幸田新田 1468-1 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：飯島小 1 階空室 定員：10 人	飯島小
ちびっ子クラブ 放課後児童クラブ） 猫実 805 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：神大実小 1 階教室 定員：30 人	神大実小
ひまわりクラブ （放課後児童クラブ） 矢作 87-1 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：七郷小 1 階教室 定員：30 人	七郷小
なかよしクラブ （放課後児童クラブ） 借宿 683-2 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：七重小 1 階教室 定員：30 人	七重小
放課後児童クラブ「ひまわり」 小山 123 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：小山保育所内 定員：50 人	中川小
児童クラブ「青空」 長須 3746 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：すずのき保育園内 定員：50 人	長須小
さしま保育園児童クラブ 生子 2743-1 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：児童福祉センター生子館 定員：60 人	生子菅小
若草児童クラブ 逆井 3503-14 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：若草明德保育園内 定員：70 人	逆井山小
明德児童クラブ 沓掛 6083-3 ☎（問合せ先）子育て支援課 0297-35-2121	開設場所：児童福祉センター沓掛館 定員：65 人	沓掛小・内野山小

### 3 計画策定経過

□坂東市地域福祉計画の策定経過

日付	委員会等	内容
平成 26 年 7 月 22 日	事務局	計画策定の全体的な進め方、アンケートの進め方等
平成 26 年 8 月 19 日	事務局	
平成 26 年 9 月	事務局	アンケート送付対象 1,000 先抽出、宛名シール作成
平成 26 年 9 月 18 日	事務局	委員会の日程、進め方、
平成 26 年 9 月 22 日	委員会	第 1 回委員会開催
平成 26 年 10 月 31 日	事務局	アンケート回収締切

## 4 計画策定体制

□坂東市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 31 日

告示第 63 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、坂東市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(掌握事務)

第 2 条 委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認めること。

2 委員会は、調査審議した結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 市民団体等の関係者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) 学識経験を有する者

3 委員は、第 2 条の任務が終了したときは、職を離れるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 院長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

□坂東市地域福祉計画策定委員会委員名簿（第1回委員会現在）

◎委員長      ○副委員長

No	氏名	よみがな	職名
1	◎風見 正一	かざみ まさかず	坂東市議会教育民生常任委員会委員長
2	○池田 正彦	いけだ まさひこ	坂東市岩井地区民生委員児童委員協議会会長
3	倉持 嘉男	くらもち よしお	坂東市猿島地区民生委員児童委員協議会会長
4	岩本 淳子	いわもと あつこ	岩本医院
5	栗原 芳男	くりはら よしお	坂東市心身障害児者父母の会会長
6	鈴木 敏昭	すずき としあき	NPO 法人 あおぞら探検隊代表理事
7	中川 隆子	なかがわ たかこ	社会福祉法人 慈光学園理事長
8	板垣 賢司	いたがき けんじ	社会福祉法人 修倫福祉会 めふきの苑施設長
9	金子 博之	かねこ ひろゆき	医療法人 清風会 吉泉苑施設長
10	飯住 澄夫	いいずみ すみお	坂東市ボランティア連絡協議会代表
11	中村 一雄	なかむら かずお	坂東市区長会連合会会長
12	飯田 隆夫	いいた たかお	社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会常務理事
13	染谷 邦男	そめや くにお	坂東市消防署署長
14	逆井 周三	さかさい しゅうぞう	社会福祉法人 中川福祉会 小山保育園園長
15	猪瀬 治彦	いのせ はるひこ	坂東市子ども会育成連合会会長
16	服部 恵子	はっとり けいこ	ばんどう市女性団体協議会会長
17	片倉 博	かたくら ひろし	一般市民代表
18	小川 喜代子	おがわ きよこ	一般市民代表
19	張替 輝夫	はりがえ てるお	坂東市保健福祉部長



坂東市地域福祉計画

発行日 平成27年3月

発行 坂東市

編集 社会福祉部 社会福祉課

〒306-0595 茨城県坂東市山 2730

TEL 0297-35-2121 (代)

FAX0280-88-0173